平成25年第4回長与町議会定例会会議録(第6号)

招集年月日平成25年12月 4日本日の会議平成25年12月16日招集場所長与町議会議場

出席議員

1番 敦子 議員 2 番 安部 議員 3番 内村 博法 議員 饗庭 都 5 番 分部 安藤 金子 和弘 議員 6番 克彦 議員 7番 恵 議員 川井 謙二 8番 哲雄 議員 9番 森 議員 10番 西岡 克之 議員 11番 岩永 政則 議員 12番 喜々津英世 議員 13番 佐藤 昇 議員 15番 山口憲一郎 議員 16番 堤 理志 議員 17番 西田 敏 議員 18番 河野 龍二 竹中 議員 19番 吉岡 清彦 議員 20番 悟 議員 2 1 番 山口 経正 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長酒井通博君 議事課 長浜野洋子君参 事中山庄治君

説明のため出席した者

町 長 吉田 愼一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君 教 育 長 黒田 長 中山 祐一 君 義和 君 繎 務 部 企画振興部長 譲二 山田 君 建 設 部 長 日野 勉 君 生活福祉部長 田島 弘明 次 튽 吉村 邦彦 君 君 教 育 水 道 局 長 馬木 信一 君 会 計管 理 者 松添 高明 君 企画振興部理事 藤田 君 生活福祉部理事 益富 雅彦 君 茂 教育委員会理事 永冨 雅徳 君 政策推進室長 荒木 重臣 君 総 務 課 洋 君 財 長 宮崎 君 長 古賀 務 課 望 財 課 튽 山下多喜男 君 税 務 課 튽 田平 俊則 君 管 画 課 収納推進課長 中村 文彦 企 長 君 君 松浦 篤美 地域政策課長 大津 鉄治 君 都 市 整 備 課 長 道端 和彦 君 森 浩平 管 理 課 長 君 農林水産課 長 浜口 務 君 福 課 튽 健 康 保 険 課 長 小佐々 祉 西平 降邦 君 君 介護保険課長 藤井 尚武 君 住 民 課 長 村山 和聡 君 習 課 長 教育委員会総務課長 森川 敏幸 君 生 涯 学 和泉 君 嘉彦 スポーツ振興課長 帯田 由寿 君 水 道 課 長 吉田 邦彦 君 圭一 君 課 長 下 水 道 課 長 浦川 会 計 酒井喜代彦 君 農業委員会事務局長 松本 廣 君 監査事務局長 村田 和則 君

会議録署名議員

17番 西田 敏 議員 18番 河野 龍二 議員

本日の会議に付した案件・・・・別紙日程のとおり

開会1 3 時 3 0 分閉会1 7 時 5 1 分

平成25年第4回長与町議会定例会

議事日程(第6号)

平成25年12月16日(月)

午後1時30分開議

日程	議案番号	件 名	備考
1	8 0	長与町消防団条例の一部を改正する条例	総務
2	8 1	平成25年度長与町一般会計補正予算(第3号)	総務
3	7 4	長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条 例	文厚
4	7 6	長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正す る条例	文厚
5	8 6	長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	文厚
6	8 7	長与町介護保険条例の一部を改正する条例	文厚
7	7 5	長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を 改正する条例	建産
8	7 7	長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条 例の一部を改正する条例	建産
9	7 8	長与町水道給水条例の一部を改正する条例	建産
1 0	7 9	長与町公共下水道条例の一部を改正する条例	建産
1 1	8 2	平成25年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	建産
1 2	8 3	平成25年度長与町水道事業会計補正予算(第1号)	建産
1 3	8 4	平成25年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)	建産
1 4	発委 8	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例	
1 5	発議 6	長与町議会改革推進調査特別委員会設置についての決議	
1 6	発議 7	長与町賑わいのまちづくり調査特別委員会設置についての 決議	

1 7	発議 8	道州制導入に反対する意見書	
1 8	発議 9	来年4月からの消費税増税中止を求める意見書	
1 9	発議 1 0	特定秘密保護法の撤廃を求める意見書	
	-	議員派遣の件	
	-	委員会の閉会中の継続調査の申し出	

付託された委員会

平成25年第4回長与町議会定例会

追加議事日程(第6号の追加1)

平成25年12月16日(月)

日程	議案番号	件名	備	考
追加 1	発議 1 1	議案第81号平成25年度長与町一般会計補正予算 (第3号)に対する附帯決議		

議長

(山口経正議員)

皆さん、こんにちは。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、議案第80号、長与町消防団条例の一部を改正する条例、日程第2、議案第81号、平成25年度長与町一般会計補正予算(第3号)を一括議題とします。

ただいまー括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。 総務常任委員長。

総務常任 委員長

(佐藤 昇議員)

報告いたします。

去る12月11日、本議会におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案について、審査結果を報告いたします。

議案第80号、長与町消防団条例の一部を改正する条例につきましては、 12月10日、委員全員出席のもと、説明員として中山総務部長、古賀総務 課長、その他関係職員の出席を求めて説明を受け、審査いたしました。

議案の内容は、消防組織法の規定に基づき消防団長及び副団長は町長が任命し、それ以外の団員は団長が任命していたものを消防団長以外の消防団員は町長の承認を得て消防団長が任命することに条文の整理を行ったことでありました。また、消防団員の定員は条例で定める、消防団の組織は規則で定めるとあるので、条例から別表を削除し、規則で定めるとの内容でした。

主な質疑ですが、定員290名についてどのように捉えているのかという質疑に対し、現在290名で不足しているとは思わない、しかし、分団によっては団員確保に苦労していたり、受け持ち区域が広くて団員数の増員が必要な分団もあり、分団長会議などで議論している、将来的には新団地等ができると団員数や受け持ち区域の検討が必要であるとの答弁でした。

審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号、平成25年度長与町一般会計補正予算(第3号)につきましては、12月10日から11日にかけて審査いたしました。説明員として鈴木副町長、黒田教育長、中山総務部長、山田企画振興部長、田島生活福祉部長、日野建設部長、吉村教育委員会次長、藤田企画振興部理事、益富生活福祉部理事、その他関係職員の出席を求めて説明を受け、審査いたしました。

歳入歳出それぞれ 5,271万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ115億1,603万8,000円とするものでありました。

主な内容は、歳入では財源調整のための普通交付税3,426万8,000円、社会福祉費、国、県の負担金5,765万5,000円、児童福祉費県補助金1,558万5,000円、減債基金への繰入金1億円、財源調整のための繰越金3,868万7,000円、第5分団移転補償費774万4,000円などでありました。

歳出では、総務部関係では、給料、職員手当及び共済費の合計で8,83

8万6,000円の増額であり、主な要因は臨時特例と採用、退職、配置転換でありました。また、第5分団移転関係2,086万1,000円が計上されていました。庁舎内の電話は現在12通話分が発信専用として設置されているが、住民の利便性を考えて、受信発信できるよう16通話分を設置する費用36万3,000円が計上されていました。財務課の時間外手当149万4,000円については、毎年決算統計を作成するが、参議院議員選挙と重なり今年度は短期間で仕上げたことと人事異動によるもの、それと、財務会計処理システムの変更により各課からの問い合わせが多かったことが要因であるとの説明でした。

主な質疑として、県道の拡幅により5分団が移転するが、一部売却した残地はどうするのかという質疑に対し、町有地として残るが、購入したいという希望者がいるようなので売却する方向になるのではとの答弁でした。新しい格納庫の場所はどこで、現在と比較してどうなのかという質疑に対し、場所は長与ニュータウンの裏口から出た正面である、現在より広くなり、出動のときも見通しがよくなるとの答弁でした。格納庫に係る歳入歳出はそれぞれ幾らなのかという質疑に対し、歳入は2,290万円、歳出は3,770万円ぐらいを見込んでいるとの答弁でした。郵便料182万円増額の理由はという質疑に対し、見込んでいなかった図書館のアンケート関係などが発生したためとの答弁でした。

企画振興部では、長与町コミュニティーFM潜在電界強度調査等業務委託料105万円はFM電波のあきがあるのかを調査するもので、町外から入ってくる電波の周波数や強度を調査するとの説明でした。

主な質疑として、調査期間はどれくらいかかるのか、どういう場所で調査 するのか、委託料の積算根拠はという質疑に対し、調査期間は一、二カ月を 予定している、調査地点は電波が通りやすい地点、障害物がなく車両の通行 が少なく配電線がないところを予定している、公園、駐車場、農道等が基準 になっているが具体的には今後詰めていくとの答弁でした。今後の防犯灯の 球がえの考え方はという質疑に対し、球がえのときは蛍光灯、器具の交換を 伴うときにはLEDで考えている、現在3,500基あるうち3,000基が 蛍光灯である、全部を一括交換すると8,000円ぐらい必要であるとの答 弁でした。国体事務局の時間外勤務手当192万7,000円につきまして、 なぜ増額計上になったのかという質疑に対し、9月以降、1人当たり60時 間を見込んでいたが、120時間、100時間の月もあった、リハーサル大 会での早出、4時間掛ける80名分の時間外もあり、今回お願いしたとの答 弁でした。過重労働になっている、職員を増員すべきではとの質疑に対し、 総務課には最低1名の増員をたびたびお願いしている、限られた定員の中で なので増員されるかは定かではないとの答弁でした。個人情報でもあるので 答えられる範囲でよいが、職員の健康状態はどうかという質疑に対し、私が 体調を崩し、現在通院中である、職員は1名、少し疲れが見えているので増 員をお願いしているとの答弁でした。

建設部関係では、長与港改修事業地元負担金342万7,000円につき

まして、場所はどこなのか、負担率は幾らなのかという質疑に対し、2カ所あり、1カ所は金比羅公園から西側埋立地方面、もう一カ所は潮井崎交流館 先の護岸であり、負担率は7%であるとの答弁でした。

生活福祉部関係では、乳幼児医療費、身障者医療費700万が計上されて いるが理由は何かという質疑に対し、今年度の今までの実績と23・24年 度と比較して、またインフルエンザ等を考慮して計上したとの答弁でした。 放課後児童クラブ障害児受け入れ促進事業補助金409万6,000円につ いて、その増額理由はとの質疑に対し、当初4クラブを想定したが、6クラ ブが受け入れたことと単価が上がったためとの答弁でした。保育士等処遇改 善臨時特例事業補助金1,209万7,000円について、制度の内容と1人 当たり幾らの補助になるかという質疑に対し、国、県の100%の補助事業 で、臨時特例事業であるため単年事業である、1人当たりの金額は各保育所 で異なるし、勤務年数でも違ってくる、平均すると年間7万円ぐらいだと思 う、保育士だけでなく園長や非常勤職員も該当するとの答弁でした。ごみ袋 とトイレットペーパー作成代479万円は、大の袋を32万6,000枚、 小の袋を190万枚、トイレットペーパーを1万個作成するとのことだが、 ごみ袋の作成料はどのように決められているのかという質疑に対し、ほほえ みの家が原反を入札して仕入れて製品をつくっている、その単価が大で1枚 8.7円、小で7.5円であるとの答弁でした。

国体事務局の労務管理関連について問題があるのではという委員からの意見が出て、副町長ほかの出席を求めて再度審査いたしました。

主な質疑として、残業が100時間や120時間発生している、人員をふ やすべきではないのかという質疑に対し、7月に1名増員しているとの答弁 でした。人事は定期人事があるのですぐにというわけにはいかない、不定期 の異動となると異動する職員の気持ちの持ち方もあり、なかなか難しいとの 答弁でした。嘱託職員でも雇ってやるべきではないのかという質疑に対し、 所管には期限つきでも雇うよう指示しているが、適任者がなかなか見つから ないのではとの答弁でした。所管が嘱託職員を見つけられないのであれば、 人事のほうでも探すべきではないのかという質疑に対し、所管からそのよう な要請は来ていない、話があれば協力していきたいとの答弁でした。こうい う状況が続けば健康面からもよくない、今後の対応はどう考えているのかと いう質疑に対し、そういう報告は受けている、所管としては対応をしている、 面接も行い、大丈夫ということで現在に至っている、どうしてもすぐ正職員 を増員というのであれば、内部で協議をして1月からでも増員することも考 えられる、実行委員会の中に適任者がいれば、そういう人でもよいのではと いう答弁でした。事務の効率化や外部委託が必要と考えるがどうかという質 疑に対し、休日出勤のあり方も工夫できると思う、外部委託できるものはし ていい、実行委員会にお願いできるものはお願いするということでよいとの 答弁でした。現実の状況は厳しいものであり、時間外も多く対応が必要では との質疑に対し、リハーサル大会前後は多かったが直近については20時間 くらいで落ちついている、来年4月以降の仕事を前倒しで今年度中にやりた

いという所管の要望で予算を認めたとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、本議案に対しては附帯決議が出され、賛成多数で可決すべきものと 決しました。

以上、報告を終わります。

議 長 (山口経正議員)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第80号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第81号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第80号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第1、議案第80号、長与町消防団条例の一部を改正する 条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長一(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第81号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

1番、饗庭敦子議員。

1番│(饗庭敦子議員)

私は、議案第81号、平成25年度長与町一般会計補正予算(第3号)について、替成の立場で討論いたします。

今回の補正は、歳入の主なものは地方交付税、国庫支出金、県支出金であり、歳出の主な内容は人事異動に伴う給与が中心だったと思います。その中で調査施設整備改良工事費では、長与町役場の課への直接電話ができるようになるための回線増線工事とのことで、住民サービス向上へつながり、とても評価できます。次に、職員手当の時間外勤務手当が追加されていますが、時間外手当が非常に多い部局があります。中でも国民体育大会推進事業費では、4人に対する時間外手当が192万7,000円計上されております。この金額で嘱託職員が雇用できる金額であり、職員に残業を求めるよりも増員するほうが効率的に仕事ができます。また、雇用の拡大にもつながります。

職員の健康管理、またワーク・ライフ・バランスの観点からも増員の必要があり、体調不良、メンタルヘルス不調等で倒れる前にぜひ適切な人員配置が必要と指摘しておきます。長与町職場で職員の皆さんがみんな元気で、職場は愉快に、仕事は楽しく、生き生き職場で働けることを願っております。

最後に、総務委員会の集中審査の答弁で人員配置を再考されるとのことで したので、時間外勤務の業務内容、実態把握を現在より再度見直しを行った 上で平成26年度予算に人員配置の見直しが反映されることを期待し、賛成 の討論といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

6番、安藤克彦議員。

6番

(安藤克彦議員)

私は、議案第81号、平成25年度長与町一般会計補正予算(第3号)に つきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

委員長報告にもございましたが、補正の主な内容は給与の臨時特例に関する条例による給料の減額、人事異動等による増減、国、県の補助金の事業費及び補助金並びに負担金の確定に伴う財源調整の補正であり、理解できるものでございます。

以下、3点について、要望を含め述べさせていただきたいと思います。

1点目は、今、同僚議員からの指摘もございました、委員長報告にもございましたが、時間外手当関係です。合計で700万円余りの時間外手当の増額補正がなされております。一部は国体推進事務局のほうでの問題が先ほど指摘されておりましたが、事務の効率化、適正配置を改めて求めるものでございます。

2つ目、庁舎施設改良工事費36万円余りの計上がございました。1部課のダイヤルイン対応との説明でございました。住民サービスの面からも、とても有効なことであると考えます。また、このダイヤルイン番号については、積極的な活用をするとの答弁をいただきました。他自治体を参考にされて、封筒や広報誌等への掲載を積極的に行い、住民サービスの向上につながるような対応を求めます。

3つ目ですけれども、2款1項7目の電気使用料、修繕料290万円の計上です。防犯灯、街路灯の電気代、球切れ故障による修繕との説明を受け、主に経済情勢の変化による電気料金の値上げによるもので、いたし方ないものと理解しております。しかし、この点につきましても、先を見据えて対策を講じるべきだと考えます。町には3,500基の防犯灯があり、3,000基は蛍光灯タイプのものであり、これらの蛍光灯タイプはLEDタイプに比べ電気使用量が約2倍程度かかると説明がありました。また、数年前より設置しているLEDタイプについても、照度の低下、球切れや故障もないようです。蛍光灯タイプの欠点である毎年あるいは2年に1回程度の電球の交換している修繕料、設置直後から徐々に下がっていく照度の問題、球切れ時の

住民の不便さを考えても、現在の新設や故障による更新にとどまらず、思い切った更新を求めたいと思います。担当課では試算も行われておりました。決して安価なものではございませんでしたが、ここ数年のLED価格の低下や一括発注により、さらに下がるものと予想されます。また、使用量の半減というのは、温室効果ガス排出の低下にもつながるものであります。計画的な大幅なLED化への更新を求め、賛成討論といたします。

以上です。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

2番、安部 都議員。

2番 (安部 都議員)

議案第81号、平成25年度長与町一般会計補正予算(第3号)につきまして、賛成の立場から討論いたします。

歳入歳出それぞれ5,271万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ115億1,603万8,000円とするものです。歳出の主な事業の内訳としましては、民生費の自立支援給付費ほか7,615万円、第5分団移転に伴う用地購入費等2,086万1,000円、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金の1,209万7,000円、放課後児童クラブ障害児受け入れ促進事業補助金ほか596万7,000円、ほか人事異動等が主な歳出でありました。

主に有効な項目は、ダイヤルイン直通電話の増回線は、お客様の合理性、利便性を鑑みてもとてもおもてなしの窓口対応向上につながるものと判断をいたしました。その反面、各所管にて、特に国体事務局職員の時間外勤務が目立っており、職員の過重労働による心身の問題点も懸念するところであります。この課題につきましては人件費不足が要因と思われますので、早急なる対応を講じるところだと考えます。

適正適所のゆとりある所管対応が今後も望まれるところであります。下半期の適正、適切な予算措置といたしまして、賛成討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

16番、堤 理志議員。

16番 (堤 理志議員)

私も、この議案第81号、平成25年度長与町一般会計補正予算(第3号)に、賛成の立場から討論を行います。

この補正予算は、各部課の人件費補正、消防団第5分団の移転に関する費用、庁舎電話交換の回線増設、コミュニティーFM導入検討にかかわり既存電波の状況把握など、行政執行上必要な予算が計上されております。おおむね妥当な内容と判断し、賛成するものであります。

総務常任委員会の審査では、特に先ほどから同僚議員からの討論の中でも

話があっておりますとおり、国体推進費の中の時間外手当が大きな議論とな りました。職員1人当たりに引き直すと、一月当たり100時間から120 時間の時間外労働に該当するとの説明を受けました。私は、厚生労働省の過 重労働による労働災害を防止するためにという手引書を調べてみました。こ れによりますと、月100時間、または数カ月平均で80時間を越えると健 康障害のリスクが高いとしています。これは、労災補償に係る脳・心臓疾患 の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものであ る、こういう補足説明が書かれてありました。実際に職員の健康状態につい て質疑をした中で、複数の職員が既に正常な状態にはないという実態を答弁 がありました。こうしたことを踏まえますと、以前からの長時間過重労働に 加え、この補正予算を可決し、さらに長時間労働、休日も休めない、こうい う状態を重ねていきますと、当該職員のさらなる重症化、さらにはほかの職 員の健康障害をも拡大させていく、そういう懸念があると言わざるを得ませ ん。予算が不足し、国体の成功を目指す業務に支障が出ることを懸念して本 予算に賛成をいたしますが、過重労働の解消を行い、時間外手当を実際には 支出しない、そういう対応を強く求めておきます。

また、執行機関に対し、職員の命と健康を守る措置をとらせるために、各議員個人個人が賛成討論の中で要望を言うだけにとどまらず、議会としてもう一歩踏み込んだ意見表明を行うべきである、そういう考えを表明して、賛成の討論といたします。

議 長一(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第2、議案第81号、平成25年度長与町一般会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長一(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

場内の時計で14時5分まで休憩します。

(休憩13時57分~14時05分)

議 長一(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまお手元に配付のとおり、議員提出の発議第11号、議案第81号 平成25年度長与町一般会計補正予算(第3号)に対する附帯決議が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、発議第11号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。 追加日程第1、発議第11号、議案第81号平成25年度長与町一般会計 補正予算(第3号)に対する附帯決議を議題とします。

附帯決議について、提案理由の説明を求めます。

13番、佐藤 昇議員。

13番

(佐藤 昇議員)

発議第11号、議案第81号平成25年度長与町一般会計補正予算(第3号)に対する附帯決議。

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日、提出者 長与町議会議員 佐藤 昇、賛成者 長与町議会議員 堤 理志、賛成者 長与町議会議員 安部 都、賛成者 長与町議会議員 安藤克彦、賛成者 長与町議会議員 分部和弘。

先ほどの81号の委員長報告、あるいは討論でもあっておりましたが、やはり国体事務局の健康面が非常に心配であるという観点から、附帯決議を出させていただきました。

それでは、読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第81号平成25年度長与町一般会計補正予算(第3号)に対する附 帯決議(案)

職員の労働環境については、総務常任委員会での審査の中で指摘を行い、 改善を求めてきたが、今回提案された議案第81号、平成25年度長与町一般会計補正予算(第3号)の審査の過程で、国体事務局の時間外手当の見込 みによると過重な事務負担にあることが想定される。職員の健全な職場環境 が確保されなければ、本町での国体成功にも支障を来すことが懸念される。 よって、総務常任委員会として、以下の対策をとることを強く要望する。

- 1、町長は職員の健康管理に注意を払い、人員の充実を含め、労働環境の改善を図るよう真摯に検討すること。
 - 2、国体事務の効率化を図ること。
 - 3、国体の成功を図ること。

以上、決議する。

議長

(山口経正議員)

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、金子 恵議員。

7番

(金子 恵議員)

この議案なんですけれども、この議案が本会議に提出される前に、反対するようにと妨害されたというプログが発信されていましたけれども、これに

関し、提出者の委員長はどう思われますか。

議 長 (山口経正議員)

金子議員に申し上げます。質疑の範囲を超えておりますので、注意いたし ます。

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発議第11号は、会議規則第39条第3項の 規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 | (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、発議第11号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから、発議第11号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

1番、饗庭敦子議員。

1番│(饗庭敦子議員)

私は、議案第81号に対する附帯決議に反対の立場から討論いたします。

提案された附帯決議でありますが、これは法的拘束力がないものの、議会としての意思を示すもので、尊重されるべきものであり、大変重いものと認識しております。しかし、この附帯決議案の内容についてですが、町長は職員の健康管理に注意を払い、人員の充実を含め、労働環境の改善を図るように真摯に検討すること、国体事務の効率化を図ること、国体の成功を図ること、余りにも抽象的であります。

私は総務常任委員会のメンバーであり、総務常任委員会でも反対をいたしました。委員会の議案質疑の場において、国体事務局の時間外手当の補正予算について初回で答弁いただいた中で課題があると考えてた中で、総務部の集中審査の中で私は十分に審議できたことと理解しております。そこで、こうした課題がまだあると考えるのであれば、とことん審議し、質疑をし、審議すべきではなかったのでしょうか。これらの視点で十分審議し、意見を述べられたのか、やや疑問が残ります。また、質疑の後に動議で自由討議し、十分審議することもできたのではないでしょうか。私は、先ほども申し上げましたが委員会で十分審議できたと理解し、総務常任委員会での意見、要望、または討論による指摘で改善できることと期待しております。この附帯決議は、それを超える内容ではないと認識しております。

以上の点から、今回の附帯決議に出すに当たらないと判断し、反対の討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

5番、分部和弘議員。

5番 (分部和弘議員)

附帯決議について、賛成の立場で討論いたします。

長時間労働における身体的及び精神的ストレスに対する診断については、 的確に時期を設定し、迅速に対応することで各種のケアが可能になると思い ます。今回の審議の中で負荷が高かった時期にできませんでしたとの答弁が ありました。そうではなく、やはり労働管理を適切に行い、事前に対処でき ることは確実に行わなければなりません。職員の長時間労働に対するモチベ ーションの低下やメンタル面の健康被害など、その他多くの不安要素を取り 除けるよう、きめ細かな対応が必要と思います。

答弁の後、私自身込み上げてくるものがありました。職場の原点は人にあると思い続けてきました。その人たちへの思いやりがこうして後回しにされている現状では、一体誰に頼り、誰に相談すればいいのでしょうか。厳しい事業環境の中の対応と思いますが、今こそ人への積極的な投資を行い、健康面のフォローが的確に行われることを思い、賛成討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

16番、堤 理志議員。

16番│(堤 理志議員)

発議第11号、議案第81号平成25年度長与町一般会計補正予算(第3号)に対する附帯決議、これに賛成の立場から討論を行います。

長与町では、国体事務局を中心に、来年開催予定の国体長与町大会に向けての準備が進んでいます。そこには、国体を成功させたい、全国から来町される人たちにほかの自治体に引けをとらないもてなしをして、町のイメージアップを図りたい、こうした思いがひしひしと伝わってまいります。ことし秋のソフトボールリハーサル大会を検証し、今後300項目もの改善、検討項目を精査し、国体の成功へつなげていく予定です。さらに、今後さまざまな事前イベントが予定され、国体事務局は多忙を極めています。膨大な事務量を担う職員は管理職も含め5人、月当たり100時間から120時間という時間外労働、休日出勤が補正予算に計上され、心身の健康状態が懸念されます。

こうした現状を心配した総務常任委員会は、副町長と総務部総務課、こうしたいわゆる人事・労務管理を担当されている所管から過重労働の把握状況と今後の対応について質疑を行いました。これに先立つ事前の委員会審査で国体事務局は、増員は何度も要望していると答弁していましたが、人事担当の答弁では、人員確保は難しい、現状職員での時間外手当の追加を国体事務局から要請されたもので今回の補正予算に計上した、職員健診を行った医師からは、仕事の仕方を工夫するなどの対策をとるべきと判断されたなど、仕事の工夫の仕方で対処できるという捉え方をしているのではないか、こういう印象を私は受けました。しかも、その後の質疑の中で、国体事務局職員の健康診断は繁忙期ではなく、一段落ついた状況に行っていたことが明らかに

なりました。これでは慢性化している過重労働の実態に即した健康状態は診断されないものと思います。既に複数の職員が正常な状態にないことが答弁をされております。人の命と健康は何よりも優先されなければなりません。 健全な職場環境なくして国体の成功はあり得ません。

地方議会運営事典によりますと、附帯決議は住民代表機関である議会としての意思表明であり、執行機関に対し、これを尊重する政治的、道義的責任を負わせるとされています。補正予算の討論においての議員個人個人の意見、要望よりも強い議会としての意見表明となり、重みが違います。実際の業務を担っている職員が健康状態が懸念されている状況の中で、ただ単に補正予算が可決しただけでは時間外労働の延長を議会が認めたということになります。さきの議会で議会基本条例を制定し、議会審議における論点情報の形成など、議会改革の中で議会本来の役割を発揮していこうという、このように決意したばかりであります。こうした理由によりまして、私は本附帯決議を賛成の討論といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

12番、喜々津英世議員。

12番 │ (喜々津英世議員)

私は、議案第81号長与町一般会計補正予算(第3号)に係る附帯決議に 反対の立場で討論をいたします。

今回の附帯決議は、職員の健康問題等も考慮し、また国体を成功させるための前向きな案という意味では理解をいたします。しかし、委員長報告にもありましたけれども、今回の補正予算の中には26年に実施しなければならない事務作業等を前倒しで行うという説明もありました。40数年ぶりの国体開催という特殊な時期であり、その意味ではやむを得ないものと考えております。

総務常任委員会では、先ほどもありましたけれども、附帯決議に反対の委員もいたと聞いております。この種の議案に対する附帯決議が可決をされれば、今後の議案審議、審査においては附帯決議のオンパレードになりかねません。附帯決議は議会としての機関意思であり、法的効力はありませんが、影響力は大きいものがあると考えます。したがって、本来あるべき附帯決議は、例えば予算の執行に当たって対象となる事業等が真に町民のためになるか、あるいは運営に無駄がないか、町民の意見聴取などに万全を尽くしているか、こういったものを万全にやってくださいという意味の附帯決議であれば私は認めざるを得ませんけれども、今回の状況から考えますと、今述べたような趣旨からすると、今回の附帯決議には賛成ができません。

以上を申し上げて、反対討論といたします。

議 長一(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

2番、安部 都議員。

2番 (安部 都議員)

私は、議案第81号附帯決議に賛成の立場から討論いたします。

現在も、職員の少数精鋭の中で日々の労働をこなされております。国体開催に当たっては現在、国体事務局職員の時間外労働120時間から130時間の過重労働となっており、非常に懸念するところであります。今年度のリハーサル大会でも300項目の反省点や課題点など出されたということもあり、問題、課題解決に向け、来年度の成功を期するためにも職員の健康管理、事務の合理化、効率化を図るべきであり、心身の支障を来しては成功の大会も望めないところであります。

現に数人ほど病床に伏しているということもありました。そういうことも 鑑みまして、成功に至るためにも、これからの職員の職務体制の充実化、改 善策の対応を強く要望したく、賛成の討論といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番

(西田 敏議員)

私は今回、議案第81号の附帯決議に対しまして、反対の立場で討論いた します。

総務委員ではないので具体的には話はわかりませんけれど、まずこの附帯 決議の前に非常におかしいと思うのは、この国体事業に対して当初予算が最 初組まれとるわけですね。これに対しまして総務委員会はそれを認めとるわ けで、この予算でやりなさいと、これは議会を介して事業は町がこの予算で 実行しますということの契約なんですよね。さまざま事情はあったかもしれ ませんが、こうしてやったと、補正予算が出てくるということは、これは完 全に赤字を認めとるわけで、これが例えば受託事業で事業を役場が出したと します。やってみたらこれだけお金がかかりましたよということで、役場は 本当にそれを認めるのかという疑念が湧きます。これは日々の超過時間 題が出ておりますけども、通常民間レベルでは、一度契約したらそれが本当 にこの予算内でできるかということをまず最初に検討するわけです。そした ら、日々の時間管理、それから業務の管理、これは日々、そして月々、週、 目標を持ってこなしていかんと絶対に赤字になるわけです。

今の総務委員各自の話を聞いておりますと、非常に過重な労働であったということが言われておりますけれども、本当にこの管理者はその時間を日ごと管理していたのか、業務の進捗は目標どおり進んでいるのかと、そういうことを本当にしたのかという疑念が湧いてまいります。最終的には大変立派なリハーサル大会でもございましたし、それぞれ努力は認めますけれども、本来でいえばそういうところを管理してこそ初めてこういう超過時間の管理もできるわけでございまして、本来であればこれは、当初予算は50時間でいの予算が超過勤務も組まれとったということでございます。そういう面では、今回、附帯決議は確かに健康管理という面では認めるところはございますけれども、リハーサルの段階で1年も前にしてこういう不測の事態が出てくるということは、非常にやっぱり私はこの予算実行のあり方に問題があ

るんではないかと。

そういうことで今回の附帯決議は、今回の補正予算の追加、これについて 当たっていないということで反対といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、追加日程第1、発議第11号、議案第81号平成25年度長与 町一般会計補正予算(第3号)に対する附帯決議を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 少 数)

議長

(山口経正議員)

起立少数。

よって、本案は否決されました。

日程第3、議案第74号、長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を 改正する条例、日程第4、議案第76号、長与町廃棄物の処理及び清掃に関 する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第86号、長与町後期高齢 者医療に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第87号、長与 町介護保険条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。 文教厚生常任委員長。

文教厚生 常任委員長

(河野龍二議員)

それでは、報告いたします。

議案第74号、長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について。12月9日、本会議において文教厚生常任委員会に付託された本議案は、12月10日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、西平福祉課長、関係職員に出席を求め、審査いたしました。

本議案は、福祉医療の対象に児童扶養手当の支給者が対象となっており、 DV被害による対象者の定義が上位法の配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護に関する法律の一部の改正により対象者が拡大されたことを受けて、 条例の改正が必要になったとの提案説明がなされました。議案の中身は、配 偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護等に関する法律に文言の訂正があったと説明を受けま した。

主な質疑は、拡大された内容は何かの問いに、従来は配偶者だけのDVに対する対応だったが交際相手からのDV被害でも対象になった、具体的には事実婚など同居の相手も対象になると答弁がありました。そのほか、DV被害の確認はどのようにされているかとの問いには、警察またはこども・女性・障害者支援センターなどに保護願が出されDVが確認されると保護命令

が出されるので確認できる。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正はいつ行われたのかの問いに対し、平成25年6月26日改正、7月3日に公布されたと答弁がありました。本条例の施行日が平成26年1月3日となっているが、他の自治体も同じかの問いに対し、この法の施行が施行日より六月を過ぎたときに施行するとなっているので平成26年1月3日となっているという答弁でありました。

以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決いたしました。

続きまして、議案第76号、長与町廃棄物及び清掃に関する条例の一部を 改正する条例について。12月9日、本会議におきまして文教厚生常任委員 会に付託された本議案は、12月10日、委員全員出席のもと、説明員とし て田島生活福祉部長、益富生活福祉部理事など、ほか関係職員に出席を求め、 審査いたしました。

本議案は、平成18年3月31日に西彼衛生施設組合の解散により、長与・時津両町は直接搬入の手数料を徴収するように条例を改正した。その後、長与・時津環境施設組合の設立に伴い、処理手数料の徴収が施設組合の条例に明記されたため、条文を整理するとの説明がありました。

質疑では、第9条第1項1号のイの削除に当たり、第12条第2項中にある第9条第1項第1号のイの規定を適用するとの文言が残されているが、訂正が必要ではないかの問いに、確かに訂正が必要な箇所がある、執行部としては理事者と協議し、訂正できるか相談したいとの答弁を受け、委員会としてはその後の状況を待つこととし、審査途中で散会いたしました。

その後、12月11日に議案の訂正を本会議において全会一致で了承し、 同日、委員全員出席のもと委員会を再開し、訂正箇所も含め議案審査を行い ました。

その主な質疑は、これまでの徴収方法はどのように行っているのかの問いに、個人持ち込みと法人持ち込みがあり、個人の場合は現金徴収、法人の場合はカード支払い等もある。平成20年に環境衛生組合で条例が制定された後、長与町での徴収はないのかの問いに、組合成立後はないとの答弁でした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決いたしました。

続きまして、12月9日、本会議におきまして文教厚生常任委員会に付託された議案第86号、長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第87号、長与町介護保険条例の一部を改正する条例について、12月11日、議員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、藤井介護保険課長並びに関係職員の出席を求め、一括に提案理由の説明を行いました。

今回の議案の提案理由は、地方税の改正によるもとで長与町の町条例については昨年末に町長の専決処分より改正していたが、本来なら時期を同じに改正すべきであったが、庁舎内の連携がうまくいかずこの時期になった。議案の中身については、平成26年1月1日から延滞金の変更に関する議案で、現在、本則に14.6%、7.3%の割合が特例基準割合として7.3%と1%を加算するものであるという説明でした。

主な質疑には、議案第86号については、具体的にはどのような変更にな るのかの問いに対し、本則には延滞金は14.6%とあるが、1カ月以内に 納付すれば7.3%となってる、現在は7.3%を特例基準で4.3%に見直 しになってる、今回の見直しは14.6%も見直しの対象となり、14.6% が特例基準割合に 7.3%を加算した額となる、特例基準割合とは国内銀行 の貸出約定平均金利、新規短期合わせて前々年10月から前年9月における 平均金利となる、現行の割合で引き直すと14.6%が9.3%になる、1カ 月以内の場合は7.3%の場合が4.3%だったのが3%になると答弁があり ました。割合が変更になった理由は何かの問いに、国税が変更され、それに 準じて地方税が変更された、本則の14.6%の延滞金が時代に即してない という判断から変更されたと思うという答弁。庁舎内の連携がうまくいかな かった理由は何かの問いに、変更に伴う資料があったはずだが、今となって は担当のところまで届いたのかどうかは判断できない、国保税の場合は税条 例の変更は町税が変更されれば自動的に変わるようになっているが、保険料 の場合は直接的に結びつきがなかったためおくれてしまった、機能できるよ う努力していきたいという答弁でした。今回、専決処分で対応しなかった理 由はなぜかの問いに、専決処分は本会議を開く時間がない場合に行うので、 今回は議会に間に合ったので議案提案とした。今回のおくれに気づいたのは いつごろかの問いに、収納推進課が作業中に後期高齢者医療と介護保険の変 更がなされてないと連絡を受けた、既に議会運営委員会後であったため現状 の提案となった。

以上、慎重審査を重ねた結果、議案第86号について全会一致で可決いたしました。

同じく議案第87号、長与町介護保険条例一部を改正する条例においても、前号同趣旨の提案から質疑なしと認められ、採択の結果、全会一致で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

議長

(山口経正議員)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第74号についての質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

次に、議案第76号についての質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

次に、議案第86号についての質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

次に、議案第87号についての質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第74号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

8番、川井哲雄議員。

8番|(川井哲雄議員)

私は、議案第74号、長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論を行います。

議案第74号は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正するに当たり、それに伴う条例改正であります。改正することで交際相手まで被害者の範囲が広がり、DV被害者への福祉医療費の支給が拡大につながると考えます。よって、議案第74号に賛成といたします。以上です。

議 長一(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第74号、長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第76号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

8番、川井哲雄議員。

8番 | (川井哲雄議員)

私は、議案第76号、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討いたします。

9条第1項の改正に伴う議案については、適正であると判断いたします。 ただ、審査の過程で第12条第2項の中に第9条第1項第1号のイの字句が あり、その削除及び同条第3項中、産業排出物とあるのを産業廃棄物と改め る必要があるとの指摘が出されました。今後このようなことがないよう指摘 し、賛成討論といたします。以上です。

議 長一(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第76号、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第86号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

8番、川井哲雄議員。

8番 (川井哲雄議員)

私は、議案第86号、長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論を行います。

議案第86号は、地方税法の改正により延滞金の特例について改正を行うものです。しかし、この議案第86号については、早い時期での議案上程ができたにもかかわらず、税法の改正の一部であったため上程がおくれたとの理由でした。条例改正には住民生活に重要なかかわりを持ちます。税法の改正があった場合、関連する条例の改正に漏れがないよう、今後は十分注意されるよう指摘し、賛成といたします。以上です。

議 長一(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第5、議案第86号、長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第87号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第87号、長与町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

場内の時計で14時55分まで休憩します。

(休憩14時44分~14時55分)

議長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第7、議案第75号、長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第77号、長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例、日程第10、議案第78号、長与町水道給水条例の一部を改正する条例、日程第10、議案第79号、長与町公共下水道条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第82号、平成25年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、日程第12、議案第83号、平成25年度長与町水道事業会計補正予算(第1号)、日程第13、議案第84号、平成25年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。 建設産業常任委員長。

建設産業常任委員長

(山口憲一郎議員)

それでは、報告いたします。

去る12月9日、本会議におきまして建設産業常任委員会に付託を受けま した議案の審査結果について報告いたします。

議案第75号、長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を 改正する条例につきましては、12月10日9時30分より委員全員出席の もと、説明員として日野建設部長、森管理課長、その他関係職員の出席を求 め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の 一部を改正する法律が平成26年1月3日に施行されることにより法律の題 名が改められることによるものとの説明を受け、その後、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、法律名が変わった理由は何か、条例の変更は 町営住宅の管理及び入居にどういう影響があるのかなど質問があり、それぞ れ現行の法律では配偶者のDVのみが対象となっていたが、改正された法律 では結婚関係外におけるDVについても対象とされたため法律名が一部変更 された、条例の変更によって町営住宅の管理に変更はない、もしDVの問題 がある人からの入居についての相談があれば、入居中止前にどのような対応 をするか町として決定することになると思うとの答弁がありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号、長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきましては、12月10日、委員全員出席のもと、説明員として日野建設部長、道端都市整備課長、そのほか関係職

員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査いたしました。

今回の改正は、現在、百合野地区計画、長与ニュータウン地区計画を都市 計画決定し、長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を 制定している、改正については平成23年7月に都市計画決定を行っていた、 榎の鼻地区計画について追加規定するものと説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、地区計画策定に当たっては住民の意見を聞くとなっているが、関係する住民の範囲はどのようになっているのか、住居地区 B においては小規模の店舗も供用できる地区となっているが、商業地区と隣接してるがよいのかなどが質問に出ました。範囲の線引きはないが地区内及びその周辺住宅と考えている、住居系を中心とする地区であるが道路沿線沿いの地区でもあり、工業利用の差別化との観点から小規模の店舗等も建てられるようになっているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号、長与町水道給水条例の一部を改正する条例につきましては、12月11日、委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、吉田水道課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の改正は、地方税及び地方交付税法の一部を改正する法律による消費税の引き上げを踏まえ、所要の改正を行うものとの説明を受け、その後、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、加入金を払っているのは転出したら返ってくるのか、その土地に転入した人から改めて取るのか、新築ではなく中古でも加入金は取るのか、加入金に消費税がかかる理由を明確に説明願いたいなどの質問があり、それぞれ、転出については返還しない、また、新たな入居については加入金を取っている、新たに転入した場合はメーター器が1年以内そのまま取りつけられた状態であれば売買契約書もしくは譲渡証明書があれば加入金不要ということで取得できる、加入金は水道利用の給水条件の一つとして給水装置の新設及び造形工事申し込みの際に徴収しているものであるが、水道施設利用権の設定に係る対価と認められたため、課税売り上げとして消費税を転嫁することになるとの回答がありました。

次に、議案第79号、長与町公共下水道条例の一部を改正する条例につきましては、12月11日、委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、浦川下水道課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の改正は、消費税等の税率の変更及び下水道使用料の不正未払いに対応する規定の整備を行ったものとの説明を受け、その後、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、水道水以外の水を排除するとはどのようなときか、105を投じた額を108に変更したほうがわかりやすいと思うが、長崎市の水道を使っているところもあり、長崎市とも合わせているのかなど質疑があり、それぞれ井戸水等で使用した後、下水道を排除されているものが対象になると考えている、長崎市も同じ条例へ変更と聞いているとの答弁

でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号、平成25年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理 事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、12月10日、委員全員 出席のもと、説明員として日野建設部長、道端都市整備課長、そのほか関係 職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 2 , 1 4 4 万 7 , 0 0 0 円を増額して、補 正後の総額を 9 億 4 , 4 4 7 万 4 , 0 0 0 円とするものとの説明を受け、その 後、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、歳出で 2,000万円を補正してるが場所はどこか決まってるのかとの質疑に対して、全体的な工事費に充てる目的として計上してるとの答弁でした。また、ある程度施行する場所が決まっているのではないか、場所を図示してほしいとの質疑に対しては、平成 25年度は三千隠や高田越中央線等を実施するよう計画しているが、変更があった場合に対応するようにしており、全体的な工事増嵩として調整に充てたいと考えているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号、平成25年度長与町水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、12月11日、委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、吉田水道課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の補正は、資本的収入及び支出の収入で資本的収入、負担金を346万の増額補正を行い、総額を4億7,318万5,000円、これは長崎県長崎振興局発注の高田川河川改修工事に伴う高田地区(本木)配水管布設がえ工事の補償金の増収によるもの、また、資本的収入支出の支出で、資本的支出、建設改良費を3,000万円の増額補正を行い、総額を6億4,493万4,000円、これは都市計画道路西高田線の進捗状況に伴い平成26年度工事予定の配水管布設工事を今年度において前倒しにして実施するための増額補正であるとの説明を受け、その後、質疑に入りました。

審査の過程で図面にての説明を要望し、それに対し、平面図を示しながら 補正予算の概況の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、西高田線の配水管布設工事は区画整理組合の工事となるのかとの質疑に対しては、水道課の単独事業となっているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第84号、平成25年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、12月11日、委員全員出席のもと、説明員として 馬木水道局長、浦川下水道課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の補正は、収益的収入及び支出の支出で、下水道事業費 2 9 6 万 4,000円の増額補正で総額を 6 億 9,1 9 7 万円、これは人事異動に伴う営

業費用の増額である。次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で職員給与費を296万4,000円を増額し、7,168万7,000円とするものとの説明を受け、その後、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、1名増員の理由は何かとの質疑に対して、前年度に9名から8名に減になり、今年度9名に戻してもらったという人事異動があったという答弁でした。また、事務量の増などのきちんとした理由はないのかとの質疑に対しては、事務量は変化ないが、8名のときに時間外がふえたという状況にあったことによると思われるとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。 以上、報告いたします。

議 長一(山口経正議員)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第75号についての質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

次に、議案第77号についての質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

次に、議案第78号についての質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

次に、議案第79号についての質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

次に、議案第82号についての質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

次に、議案第83号についての質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

次に、議案第84号についての質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第75号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第75号、長与町営住宅の設置、整備及び管理 に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長一(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第77号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第8、議案第77号、長与町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第78号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

議案第78号、長与町水道給水条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論させていただきます。

水は人が生きていく上で欠かせないものです。そういう意味では、本町の水道が滞りなく給水されてることに感謝をいたしますが、今回の提案は消費税の8%引き上げが決定したのに対し、水道料金が3%の負担増となるものであります。

私は、税の負担やこのような使用料の負担を全てなくせという立場ではありません。税の負担がなければ自治体の運営はできませんし、公営企業の運営もできません。応分の負担は当然だと思います。

しかし、消費税ほど不公平な税制はありません。政府はあたかも全ての商取引に税をかけるのだから公平のように言います。収入に応じて税を負担することが最も公平であり、今回のように人の命にかかわる日常生活に消費税を賦課することだけあってはならないことだと思います。

何度も言いますが、使用する量によって負担する料金がふえるのは当然です。仮に1,000万円の収入がある人と100万円の収入がある人で、生活環境にもよりますが、人が使う水の量はほとんど変わらないはずです。1,000万円の収入に対して同じ量で同じ税の負担と100万円の収入で同じ使用料と税の負担では、100万円の世帯の生活が厳しくなるのは当然です。まさに消費税は、収入が少ない人ほど負担が重くなる逆進性の税負担です。

公営企業の制度上、税負担が出てくるのは理解をいたします。しかし、厳しい経済状況の中、物価も上がり、さらに公共料金の値上げでは、生活に響くことは間違いありません。消費税の増税そのものに反対する立場から、反対討論といたします。

議長

長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

7番、金子 恵議員。

7番│(金子 恵議員)

私は、議案第78号に関しまして、賛成の立場から討論いたします。

今回の改正は、社会保障と税の一体改革の一環として社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正するなどの法律により消費税の一部が改正され、消費税率を引き上げることとされました。すなわち、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の使途の明確化及び税率の引き上げを行うことを目的としており、消費税は最終的には消費者に負担を求めることを予定している税であるという基本的性格に鑑み、消費税の増税相当分を当然に料金等に転嫁すべきものであると考えます。

増税分を転嫁しない場合、水道事業においてさらなる費用負担が発生します。給水収益が減少している現在、水道事業は非常に厳しい経営を迫られ、今後は消費税増税による消費抑制でさらなる給水収益の減少が見込めます。 安定的、継続的な上水道サービスを維持するためには、法律にのっとって消費税増税分を料金に転嫁すべきものと考え、本議案に賛成いたします。

議 長一(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第78号、長与町水道給水条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議 長一(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第79号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

議案第79号、長与町公共下水道条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

公共下水道も毎日使うものでありますし、私たちが生活していく上で必要なもので、欠かせないものです。

討論の内容としては先ほど78号の同趣旨でありますので、以上、反対と いたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

10番、西岡克之議員。

10番│(西岡克之議員)

議案第79号、本案について、私は賛成の立場で討論いたします。

現在、日本の債務残高は国、地方合わせて960兆円で、家庭1世帯当たり1,850万円程度であります。GDP比の150%に当たります。そのような環境の中、迫りくる少子高齢化に備えた税と社会保障の一体改革を行うための消費税率改定であります。

本案は、来年4月より3%引き上げられる消費税を現行の料金に付加されるものであります。引き上げなければ増税分を下水道会計より支払わなくてはならず、地方自治体にとっては当たり前の条例改正であります。よって、私は本案に賛成といたします。以上です。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第79号、長与町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議 長一(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第82号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第11、議案第82号、平成25年度長崎都市計画事業長 与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第83号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第12、議案第83号、平成25年度長与町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第84号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第13、議案第84号、平成25年度長与町下水道事業会 計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第14、発委第8号、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

議会運営

(金子 恵議員)

委 員 長

発委第8号、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由を説明いたします。

このたびの改正は、議会改革を推進することに鑑み、本条例において所要 の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、地方自治法第100条第12項及び長与町議会会議規則第128条の規定による協議または調整を行うための場のうち、町民と意見を交換する場として定めた議会報告会及び住民懇談会に出席した場合の費用弁償については、日当の支給はしないことを改正するものであります。

施行は平成26年1月1日からといたしております。

以上が本議案の主な内容でございます。よろしく御審議のほどをお願い申 し上げます。

議 長一(山口経正議員)

しばらく休憩します。

会議を再開します。

議会運営 (金子 恵議員)

委員長│ 施行日は平成26年1月1日からといたしております。

以上が内容でございます。審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長一(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発委第8号は、会議規則第39条第3項の規 定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、発委第8号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、発委第8号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長一(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長一(山口経正議員)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第14、発委第8号、長与町議会議員の議員報酬及び費用 弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、発議第6号、長与町議会改革推進調査特別委員会設置についての決議を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務

(酒井通博君)

局 長

朗読します。 発議第6号、長与町議会改革推進調査特別委員会設置についての決議。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日、提出者 長与町議会議員 金子 恵、賛成者 長与町議会議員 佐藤 昇、賛成者 長与町議会議員 河野龍二、賛成者 長与町議会議員 山口憲一郎。

長与町議会改革推進調査特別委員会設置についての決議

本議会に下記のとおり特別委員会を設置するものとする。

- 1、名称、長与町議会改革推進調査特別委員会。
- 2、目的、議会改革の推進に関する次の事項について調査研究を行う。
- (1)長与町議会基本条例に関する議会改革推進について、(2)その他議会改革推進に関すること。
 - 3、委員定数、18人。
- 4、期間、本調査が終了するまでとし、閉会中も継続して調査することができる。

平成25年12月16日、長与町議会。

以上です。

議長

(山口経正議員)

お諮りします。

本案については、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、発議第6号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第15、発議第6号、長与町議会改革推進調査特別委員会 設置についての決議を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました長与町議会改革推進調査特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、饗庭敦子議員、安部 都議員、内村博法議員、分部和弘議員、安藤克彦議員、金子 恵議員、川井哲雄議員、森 謙二議員、西岡克之議員、岩永政則議員、喜々津英世議員、佐藤 昇議員、山口憲一郎議員、堤 理志議員、西田 敏議員、河野龍二議員、吉岡清彦議員、竹中 悟議員、以上18名の方を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した方を長与町議会改革推進調査特別委員会委員に 選任することに決定しました。

これから、委員会条例第8条第1項、第2項、第9条第1項、第2項の規 定により、長与町議会改革推進調査特別委員会において委員長、副委員長の 互選をお願いします。

しばらく休憩します。

休憩前に引き続き会議を再開します。

長与町議会改革推進調査特別委員会委員長並びに副委員長の互選結果につきまして報告します。

委員長に喜々津英世議員、副委員長に佐藤 昇議員、以上のとおり互選の 結果を報告します。

日程第16、発議第7号、長与町賑わいのまちづくり調査特別委員会設置 についての決議を議題とします。

職員に議題を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務 局 長

(酒井通博君)

朗読します。

発議第7号、長与町賑わいのまちづくり調査特別委員会設置についての決 議。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日、提出者 長与町議会議員 金子 恵、賛成者 長与町議会議員 佐藤 昇、賛成者 長与町議会議員 河野龍二、賛成者 長与町議会議員 山口憲一郎。

長与町賑わいのまちづくり調査特別委員会設置についての決議 本議会に下記のとおり特別委員会を設置するものとする。

1、名称、長与町賑わいのまちづくり調査特別委員会。

2、目的、にぎわいのまちづくりに関する次の事項について調査研究を行う。(1)まちのコンパクトシティー構想について、(2)中心市街地活性

化について、(3)都市計画とまちづくりについて、(4)その他にぎわい のまちづくりに関すること。

3、委員定数、18人。

4、期間、本調査が終了するまでとし、閉会中も継続して調査することができる。

平成25年12月16日、長与町議会。

以上です。

議 長一(山口経正議員)

お諮りします。

本案については、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、発議第7号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長一(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第16、発議第7号、長与町賑わいのまちづくり調査特別 委員会設置についての決議を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました長与町賑わいのまちづくり調査特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、饗庭敦子議員、安部 都議員、内村博法議員、分部和弘議員、安藤克彦議員、金子 恵議員、川井哲雄議員、森 謙二議員、西岡克之議員、岩永政則議員、喜々津英世議員、佐藤 昇議員、山口憲一郎議員、堤 理志議員、西田 敏議員、河野龍二議員、吉岡清彦議員、竹中 悟議員、以上18名の方を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方を長与町賑わいのまちづくり調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

これから、委員会条例第8条第1項、第2項、第9条第1項、第2項の規 定により、長与町賑わいのまちづくり調査特別委員会において委員長、副委 員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

休憩前に引き続き会議を再開します。

長与町賑わいのまちづくり調査特別委員会委員長並びに副委員長の互選結 果について報告します。

委員長に岩永政則議員、副委員長に安藤克彦議員、以上のとおり互選の結果を報告します。

場内の時計で15時55分まで休憩します。

(休憩15時41分~15時55分)

議長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程に入る前に、先ほどの安部議員の発議第11号の討論におきまして、本人より発言の訂正をしたい旨の申し出がありますので、これを許可します。安部議員。

2番 (安部 都議員)

それでは、討論の訂正をいたします。

私が先ほど議案第81号の附帯決議の討論の際に、数人が病床に伏しているということを申し上げましたけれども、複数が体調を崩しているということで文言訂正をお願いいたします。

議長

(山口経正議員)

ただいまの件につきまして、会議規則第64条の規定により、発言の訂正 の許可をすることに決定します。

なお、会議録調整につきましては、議長に一任願います。

日程第17、発議第8号、道州制導入に反対する意見書を議題とします。 本案について、提案理由の説明を求めます。

12番、喜々津英世議員。

12番│(喜々津英世議員)

それでは、提案理由の御説明を申し上げます。

これにつきましては、多くの皆さんの御賛同をいただきまして提案をさせていただくわけでありますけれども、若干私見を交えて前段を申し上げたい思いますけれども、11月の20日に全国町村長大会が開催され、道州制は地域間格差を拡大する、道州制推進基本法案の国会提出に反対する特別決議が採択をされております。また、全国町村議会議長会では、5月15日及び

10月の8日に町村議長会としての意見を政権・与党に提出をいたしております。また、11月の13日に開催された第57回町村議会議長全国大会では、道州制の導入に断固反対する特別決議を行っております。

このように、我々議員よりも多くの情報を知り得る立場にある全国の町村 長、あるいは議長がこぞって反対をいたしております。地方議会はもとより、 国民の間に道州制導入の声も起こっていない状況下で、導入ありきの進め方 は間違っていると言わざるを得ません。地方自治体の首長会や議長会などと の調整を経ないまま拙速に進めることには反対であります。長崎県内の議会、 町議会全て、この反対の意見書を決めております。県内の議会、あるいは全 国の議会とこうして道州制導入について反対の立場を明確にすべきだという ふうに思い、提案をいたすわけであります。

それでは、朗読をさせていただきます。

道州制導入に反対する意見書(案)

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることはまことに遺憾であるとする緊急声明を行った。さらに7月18日には道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府・国会に対し要請してきたところである。

しかしながら、与党においては道州制導入を目指す法案の今国会への提出を諦め、先送りすることを決めたと報道されたが、野党の一部においては既に道州制への移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては事実上合併を余儀なくされるおそれが高いゆえ、道州はもとより、再編された基礎自治体は現在の市町村や都道府県に比べ住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食糧供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることがひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々長与町議会は道州制の導入に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月16日、長崎県長与町議会。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発議第8号は、会議規則第39条第3項の規 定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長一(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、発議第8号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

3番、内村博法議員。

3番│(内村博法議員)

私は、発議第8号、道州制導入に反対する意見書について、反対の立場で 討論いたします。

道州制につきましては、昨年の衆院選やことしの参院選の国政選挙では、 複数の政党が道州制を公約として提唱しております。また、経済界では日本 経済団体連合会がことし3月、道州制実現に向けた緊急提言を行っておりま す。このように、最近の情勢としては、さまざまな団体において道州制の議 論が活発化しております。

道州制は国の統治機構の大改革であり、その基本的な構造はいろいろな議論がありますが、国、道州、基礎自治体の3層とするなどの体制が提案されているところでございます。道州制については、明治維新の廃藩置県以来の大規模な行政改革でもあり、細部において道州の区割りや基礎自治体のあり方等についていろいろな議論があることは私も十分承知しております。私は、大局的な見地から、道州制を今後早急に導入すべきと思います。以下に理由を述べたいと思います。

私は、地域主権の確立と財政再建の2つの観点から、道州制を導入すべき と考えます。

まず1つ目は、地域主権の理念についてでございます。前政権のとき、これは民主党政権のときですが、地域主権戦略大綱で地域主権の理念を決定しております。それによりますと、1つは、国と地方公共団体の関係は対等の立場であると。2点目は、地域主権改革とは住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革であるとされています。国、政府は、これまでその理念に基づき、義務づけ、枠づけの見直しや国の出先機関の原則廃止などの地道な改革を提唱してきました。道州制導入に当たっても、この地域主権の理念を明確にする

必要があります。

地域主権型道州制によりますと、地方自治は補完性の原則に基づきまして基礎自治体が基本であり、そこでできないことを広域自治体、すなわち道州ですが、さらにそこでもできないことを国が行うというのが基本原理です。 道州制は、国がやることを最小限に、例えば外交、防衛、通貨等にとめ、それ以外の行政は税源も含めて地方に持ってくるというのが原則でございます。したがって、今まで中央官僚がコントロールしていた地方行政の大部分を道州でコントロールし、県がコントロールしていたものの大部分を基礎自治体でコントロールすることになります。これにより全ての行政が住民の近くに来ることになり、住民の意思はより早く、より的確に行政に反映されることになります。基礎自治体や道州をどのように運営するか、これはまさに住民の意思で決められるものであり、決して与えられるものではございません。そして、財源と権限を移管された新たな基礎自治体の住民の意見を反映した特色ある政策を迅速に処理できる体制になります。

次に、もう一つの理由でございますが、道州制が実現されますと、国家公務員及び国会議員等の大幅な削減につながる、行政コスト削減のメリットが出てきます。道州制によって行政の無駄や国の膨大な負債が削減でき、国民の負担が軽くなることが期待されます。

今、国の借金は1,000兆円を超えたと聞いております。この金額は想像を絶する、とてつもなく莫大な金額です。私も9月議会の一般質問で指摘しましたが、この日本の借金の金額は世界の先進国の借金額と比べてのような水準になるかということを調査しましたら、財務省の統計資料に債務残高の対GDP、国内総生産比較でございますが、この統計によりますと日本は193.2%、イタリアは129.6%、これに比べても際立って悪い水準となっております。他の国ではアメリカの113%、英国の114%になっております。他の国ではアメリカの113%、英国の114%になっております。日本はこんなにひどいのかと思いました。また、この統計資料によりますと、日本は毎年一番悪く、右肩上がりで毎年借金は不の統計資料によりますと、日本は毎年一番悪く、右肩上がりで毎年借金は不足の統計資料によりますと、日本は財政の面からは砂上の楼閣と言っての統計でいると思います。日本は財政の面からは砂上の楼閣と言っての状態であると認識してます。このままの状態が続きますと、消費税や、今問題になってる消費税ですね、や各種保険料は果てしなく上がっていくでしょう。

最近の与党税制改正大綱の決定に関する新聞報道では、こういう見出しが 出てました。本格増税、ずしり国の借金膨張、家庭にツケの見出しが載って ました。このように、家庭への負担は現在でも苦しいのにもっとひどくなり、 国保税や介護保険料などが上がっていき、払えない人が多く出てくるでしょ う。さらには補助金や交付金の大幅カットもせざるを得なくなる状況に追い 込まれて、地方自治体の運命もさらに厳しさを増していくでしょう。

政府も現在の再生を強化するための経済成長戦略に取り組んでおりますが、

日本経済は既にグローバルな世界に組み込まれており、世界の経済動向が敏 感に影響される状況になっております。日本だけが好調な経済を維持できる とは限らないわけです。政府も景気がよくなれば税収も増加して財政難も解 決すると考えておりますが、経済好転による税収アップはもう限界がありま す。仮に好調を続けたとしても、過去にあったような高度成長は期待できま せん。例えば過去最高だったバブル経済のときでも、このときは日経平均株 価は4万円に迫っていましたが、60兆円にやっと届いた程度でありますよ。 現在、国の平成25年度の一般会計予算の税収は約43兆、歳出総額は92 兆円でございます。歳出総額92兆円に対して、このもしバブル期の50兆 円でも届かないわけですね。過去の経緯から見ても、景気回復による税収ア ップだけはとてもとてもこの借金地獄は解消できません。したがって、この ツケは私たちの子供や孫の世代にまで大きくのしかかってくることは容易に 想像できます。今の現役世代も将来の老後の年金は支給額カット、支給年齢 が今の65歳から先送りになることも予想されます。このような状態になら ないためにも、この借金地獄から抜け出して、国民の負担を軽くする究極の 構造改革である道州制導入がその手段ではないかと思います。

以上、説明しましたが、道州制は地域主権確立と同時に財政健全化につながるものと思います。今後詰めなければならない課題はたくさんありますが、道州制導入は今や待ったなしと思います。国家公務員や国会議員の削減と痛みが伴いますが、国家百年の大計を考えれば、現在の肥大化した統治機構を根本的に変える道州制導入しかあり得ないのです。我々の子供、子孫のために、また、これ以上の消費税や各種社会保険料等のアップを避けるためにも、道州制を早期に導入しようではありませんか。

以上のとおり、道州制導入推進の立場から反対討論といたします。

議 長一(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

私は、ただいま議題となっております道州制導入に反対する意見書に賛成の立場から討論いたします。

平成の大合併のもと、全国の自治体が約3,000から1,700台に減少しました。我が長与町もこの大合併の選択のときに大きな転換点を迎えましたが、町単独を選択したことは、今では多くの方が正しかったと思っていると思います。合併した自治体のその後の行政運営は好転せずに、地方で合併した自治体の過疎化はさらに進み、人口減少がとまりません。また、合併特例債の返還も始まる中、新たな財政措置を求める次第であります。このことは、既に合併の議論の中で予測され、その危険性は主張されてきたものが現実となりました。

道州制は人口規模を30万人以上を基準にし、自治体数をさらに減少させ、 あたかも効率的で行政運営がなされるようと言われておりますが、合併後の 浮き彫りになった問題点を見れば、地方自治体の伝統、文化、歴史を消滅さ せるものであります。また、小規模な地方自治体の消滅は、日本社会を危機 におとしめるものです。道州制導入は、こうした危険な状況を含んでいます。 だからこそ、全国の市長会も議長会も同様の疑問を呈しています。

私は、以上のことから、道州制導入に反対する意見書に賛成するものです。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

10番、西岡克之議員。

10番

(西岡克之議員)

道州制、私は本意見書に反対の立場で討論をいたします。

現在の日本は、幕藩体制崩壊以後、新政府になり、ほぼ現在の体制での国家運営が続いております。これを住民サービスの充実と国際競争力を高めるために、国、県、市町村の枠組みを道州制という枠組みに改革するためのものであります。

具体像については20年以上前からさまざまに論議されてきましたが、2007年2月、道州制担当省のもとに設置された道州制ビジョン懇談会のの間報告が2008年3月に出されております。その一つのイメージが提起れております。道州制推進知事・指定都市市長連合の東北の宮城県知事は日本では近日のような形が望ましたでは、中央政権のときにつくったビジョン案、報告書のような形が望ましい。全部を10程度の道または州に再編する。その結果、国の形は国、道州、基礎を10程度の道または州に再編する。その結果、国の形は国、道州、基礎を10程度の道または州に再編する。その結果、国の形は国、道州、基礎を10程度の遺または州に再編さる。要点は、道州を地方政府の資金になります。そのためには、中央政府、国ですね、と道州の役割分担の明確化が必要になります。国は外交、防衛、通貨管理、司法なを位割分担の明確化が必要になります。国は外交、防衛、通貨管理、司法な権、自治行政権、自治財政権を行使し、住民サービスと地域活性化を実行では、自治行政権、自治財政権を行使し、住民サービスと地域活性化を実行であるだけの地域主権を持ちます。これにより、地方自治の拡大と地域の個性に合った効率的な行政を目指す行財政改革が同時に進むことになります。

よって、この結果、私は本案には反対をいたします。以上です。

議長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

6番、安藤克彦議員。

6番 (安藤克彦議員)

私は、本意見書に賛成の立場から討論をいたします。

二重行政の無駄は省くべきですが、現在の道州制の論議は国民的な議論がない中で、道州制のもとでの町の位置づけや税財政制度など道州制が町や町民にどのような影響をもたらすのか明らかにされていません。あたかも今日の地方財政の閉塞感を打破し得るような変革の期待感だけが先行していると言わざるを得ません。道州制は、言いかえれば財政規模拡大のための都道府県合併と解されます。

考えていただきたいのは、さきの市町村合併でよい思いをしたのはどこだったかということです。今行おうとしている道州制は、地方の大都市に人口

を集中させる平成の大合併拡大版でしかありません。現在までに出ている各党の骨子案では、地域間格差は是正されるどころか、ますますの拡大が予想されます。ひいては再び町村を合併、消滅に追い込み、失われた町村の自治を地域コミュニティーで代替できるわけではなく、各町村で積み重ねられてきた多様なまちづくりや自治は消滅すると考えられます。

よって、現段階での道州制の導入は本町並びに本町民に有益でないものと 考え反対し、本意見書に対する賛成討論といたします。

議 長一(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第17、発議第8号、道州制導入に反対する意見書を採決 します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議 長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、発議第9号、来年4月からの消費税増税中止を求める意見書 を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

18番、河野龍二議員。

18番│(河野龍二議員)

発議第9号、来年4月からの消費税増税中止を求める意見書。

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により 提出します。

平成25年、12月11日、提出者 長与町議会議員 河野龍二、賛成者 長与町議会議員 饗庭敦子、賛成者 長与町議会議員 安部 都、賛成者 長与町議会議員 安藤克彦、賛成者 長与町議会議員 内村博法、賛成者 長与町議会議員 堤 理志、賛成者 長与町議会議員 西田 敏、賛成者 長与町議会議員 介部和弘。

提案理由の説明を行います。

本意見書は、前回議会に引き続き提案させていただくものです。国民の負担がふえる施策は、その施策を行う条件は国民生活の安定がなければ、生活が不安定な上、負担増では、二重三重に国民生活を窮地に追い詰めてしまいます。今回、来年4月からの消費税増税はまさにそのような事態が予測されます。1997年の消費税増税前までは増加していた労働者の平均年収が、消費税後15年間70万円も減少しました。今回の増税は、同じことが繰り返されようとしています。

安倍首相は、増税で景気が腰折れさせないプランをまとめた、賃金にはね 返るまでタイムラグがあるとしていますが、97年の増税後の景気悪化や経 済対策として行われた法人税減税などにより、増税後の3年間で消費税増税 収分が5兆を超える11兆の減収が減り、総額6兆円の税収の減少となって います。今回も同様に、法人税の実効税率の減税の検討は既に復興特別法人 税を廃止を決定しました。先日報道された来年度の税制大綱でもその方向性 は明らかになり、個人の家計や働き方よりも企業の活動をより優遇する経済 政策が打ち出されたとしています。朝日新聞によると、消費税増税の負担を 和らげる軽減税率の導入判断を事実上先送りしたほか、会社員の所得税の増 税など負担増を相次いで決めた、一方、法人税減税や派遣労働者を使いやす くする法改正を進めるなど、企業への支援はさらに手厚くなったと報道され ています。来年度の税制改正は、この秋に決めた設備投資減税などを含める と差し引きで1兆5,000億円もの減税、その恩恵の大半は黒字を出す企 業が受ける、震災復興に使うため導入した復興特別法人税を 1 年間前倒しし て、ことし限りで打ち切る、これで8,000億円もの法人税減税にとなる と、このことは大きいと報道されています。

既に増税前から危惧されていたことが行われ、国民の暮らしはアベノミクスでのメリットは見えません。このまま増税されれば、まさに国民生活は窮地に追い込まれます。こうした事態を回避するためにも、4月からの増税を中止を強く求めます。

小さな自治体の声が国政にどれだけの影響を与えるかは疑問です。しかし、 その小さな声が数多く集まれば、政府は無視することができないと思います。 国民の声がある限り私たちはその可能性に期待し、その声に応えるためにも 意見書を提出すべきだと思います。

最後に、意見書案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。 来年4月からの消費税増税中止を求める意見書(案)

安倍内閣は去る10月1日、閣議で、来年4月からの消費税税率を5%から8%へ引き上げ決定をした。実施決定直前の9月末、日本経済新聞が行った世論調査では、来年4月からの消費税増税に賛成が47%、反対が48%と拮抗しており、国民の多数が増税に納得しているとはとても言えない。もともと消費税増税の条件は、経済状況の好転だった。安倍政権が経済の再生を最優先させてきたアベノミクスの結果は、外資や投機筋による株価や円安による物価は上がったものの、国民の所得や雇用はふえていない。実施決定の直前になって追加的な経済対策を実施したことも、経済が好転していない事実を証明するものである。

国民は景気回復を実感できていない。消費税増税などもってのほか。被災地はまだまだ復興の途中。復興を妨げる消費税増税を中止をとの声が依然としてある。景気は腰折れさせないと称して安倍政権が持ち出してきた追加的な経済対策の中身は、大企業向けの法人税については復興特別法人税を前倒しで廃止する、設備投資などの減税は拡大するなど、国民生活の経済対策はほとんど期待できない状況にある。経済状況の不安が解消していないなら、

まず消費税の増税を中止すべきである。政府においては、4月からの増税中 止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月26日、長崎県長与町議会。

以上、皆さんの御賛同をお願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、岩永政則議員。

11番 (岩永政則議員)

五、六点質問をしたいと思います。

議案第9号、来年4月からの消費税増税中止、この表現を「の再考」という表現に変更するような考えはないか、お訪ねをしたいというふうに思います。

理由は、今日に至っての議論の中心は、軽減税率の具体化であると、国民のですね、関心事の中心はそういう軽減税率の具体化であるというふうに私は認識をいたしております。したがいまして、民主的なルールによって国家において、消費税につきましては既に決定をされておるわけでございます。したがいまして、政府はこれを忠実に実行していくのが責任でございます。したがいまして、国民生活に密着した政策の実現が必要でございまして、中止することではないというふうに認識を私はいたしておりまして、再考を促したほうがより国民のためであるというふうに私は認識をいたしますが、どのようにお考えなのか、まずテーマをお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、本文に入りますが、この案は前回とほぼ同じ趣旨の意見書の案であるというふうに思いますが、前回は否決をされたものでございます。したがいまして、先ほど言いますように再考という、大きなものとして軽減税率が議論の中心になっているという世論、これをやっぱり議会として出すならば、同じ出すならばそのあたりのことを考えて、国民生活をより現実論として考えたほうがいいのじゃないかという意味での提案でもあるわけでございます。

それから、字句について若干お尋ねをしたいというふうに思いますが、上から6行目か7行目の最後に外資や投機筋による株価という表現がございますけれども、これは輸出企業が好転をして株価が上昇したという、そういう現実であるんじゃないかというふうに私は認識をいたしております。

それから、下から5行目ですね、国民生活への経済対策はいうことでありますが、同じ書くならば、国民生活向上への経済対策では、そういう表現が適切じゃあないのかと。同じ書くならですね、私は書く必要はないんじゃないかというふうに思いますが、書くならばそういう表現が適切であろうと。

次に、ほとんどが期待できる状況にないという表現でございますけども、 一つには、経済対策として現金給付ですね、これが計画をされておるようで ございます。なおまた、住宅ローン、これで家を買う場合は、これにも面積 に応じて現金給付をやろうということも決定をされておられます。それから 3 点目には自動車取得税の税率、これを軽自動車は 3 % から 2 % に引き下げるという、そういうものもあるんじゃないかというふうに私は思っております。したがいまして、ほとんど期待できる状況にないという表現はいかがなものかというふうに思いますが、お尋ねをしたいと思います。

それからもう一つは、企業関係のことを大企業向けの法人税についてはと、特別法人云々と、前倒しで廃止するということは、これは事実でございまして、特に一つは、飲食費等の接待費を半分経費として認めると、これは2カ年間ですね、こういう優遇をしようということになっておるようでございます。それからもう一つは、東日本関係の復興特別法人税を平成25年度末に1年間前倒しでこれは廃止する、書いてあるとおりでございます。そして、戦略特区ですね、ある一定地区における地域限定を対象に設備投資減税や研究開発税制の特例措置、こういうものも導入をしようというふうに書いてあるわけです。これらはやっぱり雇用促進とか給与の改善等の企業がそういうあわけです。これらはやっぱり雇用促進とか給与の改善等の企業がそういうで、ここに書いてる大企業向けの法人税については何か要らないような、そういう表現ではないのかなというふうに私は理解をするんですが、私はそういう先ほど言ったような雇用促進等で非常にメリットがあるんじゃないかというふうに考えたわけでございますけども、この点ですね、五、六点になりましたが、御答弁をいただきたいと思います。

議長

(山口経正議員)

河野議員。

18番

(河野龍二議員)

まず、表題の件ですけども、再考を望むというふうな表題に変えてはどうかということでありましたが、2つ目の前回に引き続き同じ文書じゃないか9月で出したときにはまだ閣議が決定してなかった状況でおりまして、今のときにももろせられたという状況の中で改めて決定後は10月1日以後、閣議が決定されたという状況の中で改めて決定後の状況も含めた内容となっておりますので、特に再考を考えるというのは、結果的には増税を容認するというふうな形に、先ほどの議員の説明からすると経り、対策も盛り込まれてるというふうなところの話もありましたんで、結果的にはこの4月からの増税を認めるけども、そうした部分で、ほかの部分にはこの4月からの増税を認めるけども、そうした部分で、結果的にはこの4月からの増税を認めるけども、そうした部分で、はかの部分に表記のものが増税されること自体がやはり景気の悪化を招いうふうに考えております。

先ほど外資や投機筋の株価、物価が上がったのは一部は輸出企業の好転というのもあるかもしれませんけども、基本的には私はやはり外資や投機筋が 株価を調整して株価が上がってるというふうに、実質的な経済の好転という のは全く見られてないというのが現状だというふうに思います。 あと、国民生活の経済対策の文言というのはどうかということですけども、 ここの中でいう安倍首相は景気を腰折れさせないと言ってるけども、実質は 企業向けのそうした恩恵であって国民生活に対する期待がないと。先ほど議 員が言われましたけども、冒頭説明の中で言いましたが、税制大綱の説明の 中でも、詳しくはわかりませんが現金給付の先送りも検討されておりますし、 軽自動車税については負担増になるというふうな報道がされてますようです んで、私はそういった意味では国民の経済対策というのはほとんどされてい ないというふうに思います。

あと、企業によるもろもろの飲食等の、これは交際費でしたかね、その部分が一定減税対象になるというふうな話もありましたけども、これもいわゆる黒字企業だからできる状況であって、私は今、多くの企業が非常に厳しい中では、こうした対策が行われても多くの企業がなかなかそういう恩恵を受けられないという現状があるんじゃないかなというふうに思いますんで、私はこのままぜひ意見書を採択していただきたいというふうに思います。以上です。

議長

(山口経正議員)

岩永議員。

11番 (岩永政則議員)

自動車取得税ですね、普通の、今7,500円なんですね。自動車重量税の税金がですね。

(発言する者あり)

11番

(岩永政則議員)

軽自動車税、これは 7,500円なんです。これが上がることは間違い。 ところが自動車取得税、軽自動車の取得税については 3% から 2% に引き下 げるということになっておるんじゃないかというふうに思いますが、後に確 認をしていただければというふうに思います。以上です。

議長

(山口経正議員)

答弁ありますか。

河野議員。

18番

(河野龍二議員)

取得税については確かに減税の部分があるのかなというふうに思いますけども、ちょっと意見書とは中身がずれてきますが、軽自動車税の増税についてもいろいろ意見もありますし、私はそれの駆け引きで所得税の廃止というか、減税がされようとしてるんじゃないかなというふうに思いますんで、これも国民の議論が十分なされてない中で行われるというのは非常に遺憾を思ってるというところです。以上です。

議長

(山口経正議員)

ほかに質疑ありますか。

7番、金子 恵議員。

7番

(金子 恵議員)

意見書の中の8行目に雇用はふえていないとあるんですけれども、最近の

統計では就職内定率も前年よりアップしておりますし、雇用全体も少し上向いているかと思います。そうすると、この表現は適切でないのではないかと考えますけど、その点はいかがでしょうか。

それともう一つ、下から2行目なんですけれども、増税中止を求めるとありますけれども、これはやはり消費税増税中止を求める意見書ですので、やはりそこが肝ですから、この表現はおかしいのではないかと思うんですね。ここはやはり政府においては国民の声を重く受けとめ、消費税増税を中止するよう強く求めるというふうな表現に変えたほうがいいのではないかと思いますけど、いかがでしょうか。

議長

(山口経正議員)

河野議員。

18番

(河野龍二議員)

雇用がいろんな出される統計ではふえてるんではないかというふうに言われておりますけど、確かに数字上はふえてる状況もありますけども、実質的な正社員だとか、そうした雇用というのがふえなくて、国民の所得がふえてないというのが現状だというふうに思います。そういう意味では、安定した雇用というのは決してふえてる状況ではない。そこには派遣労働だとか、そうした部分での率が変わるというふうな状況が私はあるというふうに見ております。

文言のところですが、今さら訂正をするのもなんですし、私はここで十分 その真意は伝わるというふうに思いますんで、ぜひ、ここに消費税がなけれ ば消費税の増税を中止を求めるというふうなところが理解できないというふ うな中身ではないので、このままこの意見書を採択していただきたいという ふうに思います。

議長

(山口経正議員)

金子議員。

7番

(金子 恵議員)

実はほかにも何点か小さな指摘事項はあるんですけれども、やはり議運の前に提出されれば委員会付託になって慎重に審査されて、意見書案もよりよい文面になると思います。本会議即決になると賛成か反対かしかないので、やはり可決されればこの案のまま長与町議会の意見書として送付されますし、消費税増税の件は早くに決まっていましたし、もっと早く出せたというか、出すべきだったと思いますけど、その点はいかがでしょうか。

議長

(山口経正議員)

河野議員。

18番

(河野龍二議員)

私は、ですからさきの9月議会においても提出をいたしましたが、皆さんの御賛同がいただけなかった背景があります。手続の問題はいろいろとあると思いますけども、可能であればそういうようなこともしていきたいと思いますけども、手続の問題だけでなく、この意見書を出すか、政府に提出するかどうかのいうところの議論ですんで、ぜひこの意見書についての議論をし

ていただきたいというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

10番、西岡克之議員。

10番│(西岡克之議員)

消費税の増税を中止するということですけども、この消費税というのは、 社会保障費に全額充てられるというふうになっております。改正所得税法の 附則第104条の3項3号に載ってると思いますが、この分の増税が中止す るということでしたら、社会保障費の財源はどこに求めようと思っておりま すか、その点をお尋ねいたします。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

18番│(河野龍二議員)

確かにそういうことが言われておりますが、その後の報道やいろんな資料を見ますと、社会保障の充実に割り当てられるのは約1割程度だと、5,00億円程度だというふうに言われております。

私は、増税をしなくても十分財源を確保できると思います。 1 つは、これは主観的になります。多くの皆さんがこれに賛同してますんで、皆さんがそういう思いだというところではないかというふうに思いますが、ここは私個人の考えとして、特に企業に恩恵があるいろんな税制を改正していく、そして負担が、いわば所得がたくさんある人ほど最高税率の改定を行っていくと、こういう部分、さらに、こうした増税をしないことで景気が回復する中で十分な財源が確保できるというふうに思っております。少し説明すると、簡単ですけどもそういうふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

西岡議員。

10番│(西岡克之議員)

今、個人の主観と申されましたが、税法に法律で明記されております。この部分に関しては、法律を破るということになります。それについてはどういうふうにお考えなんですか。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

18番│(河野龍二議員)

この消費税の増税が決まったのは、閣議で決まりました。法律は確かに以前の法律で決まっておりましたが、いわゆる安倍首相も言われたように、決定を決めたのは閣議であります。閣議の中で決定をしていくと、4月から増税していくということで。だから当然、増税中止も十分、検討すればできるというふうに思いますんで、この意見書を上げたいというふうに思います。

議 長 (山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長一(山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発議第9号は、会議規則第39条第3項の規 定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長一(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、発議第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、発議第9号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

7番、金子 恵議員。

7番 │ (金子 恵議員)

発議第9号に対し、反対の立場から討論いたします。

現在の日本は少子高齢化が進み、それと同時に貿易赤字の額が膨らんでいます。つまり、日本の社会経済の構造が大きく変化しているということですが、これに対し、いつまでも国債を発行し続けることが可能であると考える人はいないと思います。

国のシステムが機能するためには、ある程度のお金が必要です。消費増税のメリットを上げるとすれば社会保障費が安定する、日本の借金が減るなどがありますが、単純に国民への行政サービスの向上にあると思います。消費税の内訳は、一部が地方自治の財源になっています。増税により財源がふえ、それが生活に欠かせない施設等に充てられ、そのことにより私たちはそれらを間接的に享受することになります。

まず経済を立て直せ、行政改革で無駄を削るのが先との主張はもっともですが、増税を先送りする口実にもなってきました。消費税は誰もが消費に応じて負担すること、その結果、税収が安定していることが特徴です。だから、みんなで支え合う社会保障の財源にふさわしいと考えます。また、歳出の見直しや税収増につながる経済活性化策に政府がどこまで踏み込んでいるか、しっかり目を光らせておくべきであるとも思います。それにより、国民の理解も得ることができていくのではないでしょうか。

また、国は約100兆円もの巨額の借金を抱えています。未来の子供たちへ少しでも借金を残さない、今、日本は国民総負担の時代に入りました。どんな増税にも応じるべきであると言うつもりはありませんが、その借金は私たち世代がつくったものであり、私たちの力でこれ以上ふやさない努力をするべきであると思います。

しかし、本意見書は国民生活を考える以外に内容的に政党色の強い意見書となっており、長与町議会の意見書として賛成することはできません。よって、本議案には反対といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、賛成討論ありませんか。

16番、堤 理志議員。

16番

(堤 理志議員)

私は、発議第9号、来年4月からの消費税増税の中止を求める意見書の採択に賛成の立場から討論を行います。

1997年に橋本内閣当時、消費税を3%から5%に引き上げましたが、これがその後の失われた20年と言われた大不況の引き金を引く結果となりました。今はどうでしょうか。国民の所得は長期にわたって減り続け、労働者の平均年収はこの間70万円も減少をしています。長崎県や、また長与町の事業者の圧倒的多数は中小企業です。中小零細事業者は現在でも消費税を販売価格になかなか転嫁できない上、円安による原材料価格の上昇を価格転嫁できないという、こうした二重の苦しみの中にあります。

国民の暮らし、そして営業が大きな痛手を受けているもとで、今後8%、さらには10%と大増税が実施されようとしています。これだけ大規模な増税で所得を奪い取ったらどうなるか。それは国民の暮らしと営業を破壊し、日本経済を再び奈落の底に突き落とすこととなります。これまでも景気対策として大型公共事業や法人税減税を実施してまいりましたが、地域間格差、そして所得の格差は埋まることはありませんでした。消費税の増税分は全額社会保障に回す、こうしてきた政府の口実も既に破綻をしています。消費税の増税がいずれ必要だ、このように考えていらっしゃる、こうした方々の中にも、来年4月からの増税は国民生活や日本経済を悪化させることになるという懸念を持ち、そして反対の声を上げていらっしゃる方々もたくさんいらっしゃいます。

今回の意見書は、来年4月からの増税を中止させる、この1点での共同を呼びかける内容であります。長与町で必死の思いで経営している小売店や商店街、商工業の疲弊を食いとめ、町民生活を支える立場から、来年4月からの増税を中止させる、この1点で共同を進めるためにも、本意見書の採択に賛成をいたします。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

10番、西岡克之議員。

10番

(西岡克之議員)

私は、発議9号に反対の立場から討論いたします。

1990年には、1人の高齢者は5人の若者によって支えられておりました。現在、高齢者を支える若者は3人で1人を支えております。近い将来、1人で1人の高齢者を支えることになるかもしれません。日本は超少子高齢化に向かっております。先進国のドイツ、イタリア、フランス、アメリカなど、諸外国を抜いて高齢者の人口に占める若者の比率は第1位です。さらに2040年ごろには、日本の人口の半分近くが高齢者になります。これは国立社会保障・人口問題研究所の統計によっております。

高齢者は2040年ごろまで増加いたします。逆に、若者は減少し続けま

す。高齢化により、年金、医療、介護などの費用は大きく増大をいたします。しかも、その費用は毎年1兆円ずつふえ続けています。24年度の社会保障費は108.8兆円、27年度は119.9兆円、32年では、このままでいきますと145.8兆円の増大になります。これ以上、若者に負担を押し続けるわけにはいきません。

先ほどの同僚議員の討論にもありましたが、国の借金は先進国でも群を抜くほどの金額です。社会保障制度を安定的にするためには、新しい財源が必要です。しかし、不況下での増税は景気の後退を招きます。そこで自民、公明3党で合意したのが経済成長率名目3%、実質成長率2%、しかも引き上げについては状況を見て判断をするということで、その確認がとれて今回の引き上げになりました。

参考まで、麻生内閣時代に成立した改正消費税法の附則104条の3項3号を説明して終わります。

消費税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障費並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に消費税の税率を検討すること。その際、歳出面もあわせた視点に立って複数税率の、これは軽減税率のことですね、検討等の総合的な取り組みを行うことにより、低所得者への配慮について検討することとなっております。

以上のことで、私は本案は反対の立場でございます。以上。

議長し

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

2番、安部 都議員。

2番 (安部 都議員)

私は、来年4月からの消費税増税中止を求める意見書に賛成の討論といたします。

この増税は、社会保障と税の一体改革の名のもと、同法は国民生活を苦しめるものです。軽減税率も先送りされ、国民の負担は増すばかりであります。経済状況は一向に回復をせず、大企業のみが恩恵を受け、国民生活は強いられたままであります。社会保障は増大はいたしますが、社会保障費として十分にこの増税を充てられるものはありません。1割程度であり、その財源を的確に使用されるかは不透明であります。無駄な財源をなくすことにより十分に賄うこともできます。

弱い者を苦しめるこの法案といたしましては、断固として私は反対をいた します。よって、この意見書に賛成といたします。

議長

(山口経正議員)

本日の会議は、会議規則第9条第2項の規定により、あらかじめ時間を延 長して行います。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

金子議員。

7番 (金子 恵議員)

済みません、声が小さかったです。

先ほどの討論で国の借金を100兆円と言いましたけれども、約1,00 0兆ということで訂正をお願いします。

議 長一(山口経正議員)

ただいま金子議員より、発言訂正の申し出があっております。これを許可いたします。

これから、日程第18、発議第9号、来年4月からの消費税増税中止を求める意見書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議 長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案原案のとおり可決されました。

日程第19、発議第10号、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書を議題 とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

18番、河野龍二議員。

18番 │ (河野龍二議員)

発議第10号、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書。

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成25年12月11日、提出者 長与町議会議員 河野龍二、賛成者 長与町議会議員 饗庭敦子、賛成者 長与町議会議員 安部 都、賛成者 長与町議会議員 安藤克彦、賛成者 長与町議会議員 内村博法、賛成者 長与町議会議員 堤 理志、賛成者 長与町議会議員 西田 敏、賛成者 長与町議会議員 分部和弘。

提案理由の説明を行います。

私がこれまであえて法案審議中並びに強行採決後の国内の声に触れなくても、世論の圧倒的多数はこの法の撤廃を望んでいます。審議中の世論の声に対し、テロ行為とその本質において変わらないなどと威嚇した政府の与党幹事長は、先日も報道内容も処罰の対象になると発言し、同日、訂正をしましたが、この法律の危険性を証明するものだと思います。

政府・与党が成立を急いだのも、この法律が国民主権、基本的人権の尊重、 日本国憲法の基本原理を根底から覆す極めて危険な違憲性が、審議すればす るほど重大な問題点が明らかになったからです。その問題点は、特定秘密の 指定が政府に委ねられ、政府が保有する情報の中から勝手に決められること です。国民は何が秘密かもわからない中で、秘密の情報を知ったことに気づかないまま処罰の対象になる危険性があります。政府が幾ら特定秘密の範囲は防衛、外交などに限るなどと繰り返しても、秘密指定の要件が安全保障にとって著しく支障を与えるおそれがあるという範囲で曖昧なものである以上、際限なく指定されるおそれがあります。総理が責任を持ってチェックする仕組みをつくるなどと言いますが、名ばかりの第三者機関をつくっても危険性は何も変わらないことは、国民の危惧する声が広がっていることを証明しています。

さらに与党は一般国民は一切処罰の対象にならないとか、報道機関や取材の自由は保障されるなどと繰り返してきましたが、捜査機関が必要と判断するなら逮捕、拘留で身柄を拘束した密室で取り調べも捜査差し押さえさえも行われると、刑事司法の所管する大臣も総理も認めています。自白の強要や盗聴など、違法捜査が横行する危険性が一層強まることになります。しかも、その逮捕や捜査差し押さえ令状にも、起訴状や判決人も秘密の中身は明らかになりません。これでは処罰が憲法違反ではないかと国民が争うことを困難にし、暗黒裁判にほかなりません。

また、報道機関からも広範な国民に至るまで、捜査機関の一存で容易に処罰することを可能とする弾圧立法そのものであります。罰則は10年以下の懲役、未遂も罰するなど、重罰法規はそれだけで言論、表現の自由を萎縮させ、民主主義社会のその土台から掘り崩し、日本を暗黒社会にするものです。

さらに、政府が秘密を取り扱う者に行う適性評価によって、精神疾患や飲酒の節度、借金など、国民の機密なプライバシーも根こそぎ調べる国民監視の仕組みがつくられることになります。ここは憲法の理念である国民主権にも反し、基本的人権も侵害するものです。

国会議員が国民を代表する立場、唯一の立法機関ならば、国民の声に耳を傾け、直ちに憲法違反の特定秘密保護法を撤廃すべきだと思い、意見書を提出します。

最後に意見書を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書(案)

さきの臨時国会において、多数の国民の反対の声を踏みにじり、特定秘密保護法を強行採決した与党・政府に対し、多くの長与町民が憤りを感じている。国民の7割、8割が慎重審議、反対を求めてる中で、衆議院に引き続き参議院でも強行採決を繰り返す暴挙は許されない。特定秘密保護法は、国民主権の原則に反しているのはもとより、国民を重罰で脅かす基本的人権の侵害である。また、国家安全保障会議、日本版NSCの設置と一体で憲法9条にある不戦の誓いを脅かす行為は、平和主義の侵害という点でも憲法の諸原則を破壊する最悪の違憲立法であり、憲法違反の法律は撤廃すべきである。

秘密保護法に対する疑問の声は、与党の公述人も慎重審議を求め、憲法学者や刑法学者、弁護士など法曹界、ジャーナリストやその労働組合、出版関係者や演劇人、映画人など、およそ国民の知る権利や言論、表現の自由にかかわるあらゆる分野はもとより、政党的立場や政党支持の枠を超えて強行採

決後もさらに広がっている。

特定秘密保護法は、行政機関の長が安全保障の妨げになると判断すれば、行政情報を特定秘密と指定し、公務員や国から仕事を請け負う関連事業者が故意であれ過失であれそれを漏らせば、最高懲役10年もの重罰を科せられる。さらに、何が秘密か自体が秘密で、行政機関の長の判断で特定秘密がどこまでも広がる危険性を含んでいる。また、特定秘密の保全を義務づけられる公務員だけでなく、何が特定秘密かに指定されているかを知らされていない国民も行政情報を知ろうとした場合も、取得しようとしたとして重罰に処せられる。未遂でも共謀、教唆、扇動したとして処罰の対象になり、裁判にかけられるときにもどんな特定秘密を取得しようとしたのか公開はされないという国民の目、耳、口を塞ぐ弾圧立法である。かつて治安維持法の体制のもと、大本営発表で国民を欺いたあの戦争の誤りを繰り返してはならない。

憲法に明記してある国民の代表機関、国権の最高機関、唯一の立法機関の 役割を果たすならば、国民が納得しない特定秘密保護法を直ちに撤廃するこ とを強く要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年12月16日、長崎県長与町議会。

以上、皆さんの御賛同をお願いいたします。

議 長一(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、西岡克之議員。

10番 │ (西岡克之議員)

さきの臨時国会によって多数の国民の反対の声を踏みにじりと、下の真ん中の多くの長与町民が憤りを感じている、その下の国民の7割、8割が慎重審議、反対を求めてるって、この根拠をお示しください。

議長

(山口経正議員)

河野議員。

18番 (河野龍二議員)

既に報道等で国会審議中も多くの人が反対の声を上げられていたのは御存 じだと思います。国民7割、8割の慎重審議、反対を求めてるという声も既 に報道された中身であります。私のところには、長与町の町民の方からぜひ 撤廃してほしいという声も聞き及んでおります。それがここに文書にする根 拠です。

議長

(山口経正議員)

西岡議員。

10番 (

(西岡克之議員)

ということは、根拠がなく、本人の主観によっての判断でこの文言は書いたということで御理解してよろしいですか。

議長

(山口経正議員)

河野議員。

18番│(河野龍二議員)

既に報道でされてる中身であると私は理解しております。

議 長一(山口経正議員)

西岡議員。

10番│(西岡克之議員)

報道が必ずしも正しいとは限りません。大多数というのは何の根拠があって大多数になるのか、また、多くの長与町民というのはどの数をもって多くと言うのか、国民の7割、8割というのは、何の数を持って7割、8割と言うのか、明確な数値の根拠をお示しください。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

18番 │ (河野龍二議員)

ここに多くの議員が賛同していただきました。ここにはこの声がやはりあるというふうに思います。私は、やはり報道でされている中身、またこの間、多くの人がこの保護法、案のときに廃案を求める声が多数のところから上がりました。例えば学者、弁護士、医師、歯科医会では多くの自由法曹団、日本弁護士会、全国保険医団体連合会、NGO財団ではグリーンピース・ジャパン、アムネスティ・インーナショナル日本、ヒューマンライツ・ナウ、オープンソサエティ、また市民団体ではアイヌウタリの会、報道関係では日本ジャーナリスト会議、日本ペンクラブ等々、また、宗教者九条の和らと、いろんな団体からも数多くの廃案の声が上がっていました。私はそれをとって多くというふうに捉えております。以上です。

議 長一(山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

7番、金子 恵議員。

7番│(金子 恵議員)

意見書の中なんですけれども、11行目にジャーナリストやその労働組合とありますけれども、ジャーナリストというのは単独でやっておられると思うので、まず労働組合があるのかどうかですね、そこはきちんと確認していただきたいと思うのと、下から10行目に知らされていない国民もとありますけど、「国民が」としたほうがいいのではないでしょうか。その2行下にどんな特定秘密を取得とありますけど、これは意見書ですので「どのような」というふうに変更されたほうがいいのではないかと思います。そしてまた、その2行下なんですが、戦争の誤りを繰り返すとありますけれども、普通このような意見書の場合、「戦争の過ち」というふうに変えたほうがいいのではないかと思います。以上お願いします。以上です。

議 長 (山口経正議員)

河野議員。

18番│(河野龍二議員)

ジャーナリストというのは個人的な名称を指すと思いますけども、恐らく ここでは、恐らくという言葉を使ったらおかしいですけども、ここでは報道 関係も含めてるというところで理解していただきたいというふうに思います。

先ほどの文言ですけども、指摘されてる部分もわかりますけども、さっきの意見書でも同じように、その文言が変わらないことで何らこの真意は理解していただけるというふうに思いますので、できればこのまま意見書に賛成していただきたいというふうに思います。

議 長一(山口経正議員)

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発議第10号は、会議規則第39条第3項の 規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、発議第10号は、委員会付託を省略することに決定しました。 これから、発議第10号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

10番、西岡克之議員。

10番 │ (西岡克之議員)

発議10号、私は、本意見書について反対の立場で討論いたします。

本案は、国の安全と国民の生命、財産を守るために必要な情報を行政機関の長、大臣などが特定秘密として指定し、管理、保護をするための法律であります。特定秘密に指定できる対象は、安全保障に関する情報のうち、1、防衛、2、外交、3、特定有害活動防止、これはスパイ活動です、4、テロ防止の4分野に限定をされております。その中の4分野の、また23項目に書かれております。

指定の混乱を防ぐため、法律の別表に具体例が列記されております。これは23項目のことですね。例えば の場合、防衛の場合、暗号や兵器の性能など、特定秘密の範囲は国家公務員が漏えいを禁じる職務上知り得た秘密よりはるかに狭いのであります。特定秘密の指定期間は5年更新も可能だが、原則最長30年まで。30年を越える更新は閣議決定が必要であります。30年を越えても、一部例外を除き60年は越えられません。首相は有識者会議の意見を聞いて、特定秘密の指定、更新など運用に関する統一基準を作成し、運用状況も有識者会議に報告し、さらに第三者機関によって監視をされるようになっております。

特定秘密の取り扱いは、大臣が行う適性評価に合格した行政の職員、都道府県の警察の職員、防衛産業などの契約者の役員に限定されます。特定秘密の報道は、脅迫などの法令違反や著しく不当な方法による取材以外は正統な業務として罰せられません。以上が特定秘密保護法の概要であります。

残念ながら日本にはこのような法律がなかったため、諸外国から日本に情

報を提供するとそれが漏れるかもしれないという懸念があって、大事な情報が入手できないということもあったそうであります。また、戦前のような治安維持法のような国民の思想・信条が侵害されるということは条文にありません。現憲法では、思想・信条の自由はきちんと守られております。国会審議においても45時間近い審議が行われ、2回の参考人質疑、地方公聴会も行われました。また、野党との修正協議も時間をかけて行われ、第三者機関の設置も実務者会議で野党と合意を見ております。このように与野党の実務者会議で合意を見ているので、十分信頼ができる法律であります。

よって、私は本案について反対を表明いたします。以上です。

議長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番

(西田 敏議員)

発議第10号、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書に賛成の立場で討論 いたします。

先ほど根拠はと言われる意見がありましたので、私はまず新聞の社説から 引用した言葉を使わせていただきます。

強行採決は、議会政治を壊す暴挙と指摘しています。衆議院審議に入って 1カ月足らずで、参議院審議は1週間余りにすぎません。新たな問題点が 続々と判明する中、ひたすら今国会の会期内成立を進める強行路線は、日本 の議会政治に大きな汚点を残すと指摘しています。良識の府という呼称が恥 ずかしくなるような参議院のありさまであると、新聞では指摘しております。

場当たり的な対応の第三者機関の設置など、まさに泥縄方式であります。 街の声ではあんなに反対している人が多いのにどうしてなんだろう、また、 国民をなめているんじゃないですかねと、すぐ忘れるんじゃないかと思って。 日本はどうなっちゃうんですと疑問の声を多く聞かれます。私は、これほど 重要な案件を国政選挙の公約できちんと国民に説明もせず短期間の審議で済 ませようとする強引さには、法案の内容と同様に到底容認できません。

そして、法案の内容についても、疑問や懸念の声が多く寄せられています。今までの法律でカバーし切れないところがあるんですかね、よくわからない。どういうことが規制されるのかがわからない。拡大解釈できる部分があるのは問題と思う。経済政策で自民党を推したのですが、ここまで強引にやるとは思わなかったですよ。この先、どこへ向かうのでしょうか等の声が聞かれます。

アメリカ政府は、直ちに法案成立に歓迎の意向を表明し、機密情報の保全は同盟関係の中の協力においても重要な役割を果たすため、秘密情報の保護につながる、歓迎すると述べております。しかし一方で、知る権利に十分配慮する必要があるとの認識をアメリカは示しています。海外からも批判が出ています。国連の人権保護機関のトップが法案について、政府が不都合な情報を秘密として認定できる、何が秘密かも明確になっていない、表現の自由や情報入手の権利への適切な保護措置が必要だと述べています。海外メディ

ア、AP通信では、国民の自由を抑制する可能性があるとの非難を押さえ、 国会が強行採決、可決した、ロイター通信では、一部は日本の戦前・戦中の 全体主義的体制を思い起こさせてしまうと述べております。

以上、今回の特定秘密保護法案がいかに疑問、批判が多いかを述べて、意見書の提出に賛成の討論といたします。

議 長一(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

7番、金子 恵議員。

7番│(金子 恵議員)

発議第10号に対し、反対の立場から討論いたします。

特定秘密保護法とは、日本の安全保障に関する情報のうち、特に秘匿にすることが必要であるものを特定秘密として指定し、これを取り扱う公務員等に対し、これを漏えいした場合の罰則を規定しています。ただし、公務員以外の者についても、暴行や窃盗などにより特定秘密を取り扱う公務員等をそのかして特定秘密を漏えいした者などは処罰の対象となりますが、この場合には特定秘密であることを知っていて行った場合です。ですから、意見書にある国民が行政情報を知ろうとした場合も取得しようとしたとして重罰に処せられることには当たりません。また、特定秘密はほかの情報と区別され、厳格に管理され、その情報を知らされる者も契約した企業などに限られるため、一般国民が知らない間に特定秘密を入手することはあり得ないのです。

今回この法案により他国への機密流出が抑えられることになる、そこがメリットではあります。しかし、反対している人は戦争の時代に戻ることになるなどと主張しています。そこが戦争の誤りを繰り返すとつながるのかもしれませんが、極論過ぎるのではないかと思います。また、反対を前提とした議論、情報が多過ぎるのではないでしょうか。私もこの法に対し十分理解しているわけではありません。なぜ今のこの日本に秘密保護法が必要なのか、日本を取り巻く安全保障環境をいま一度考えることから始めるべきであると考えます。よって、政府・与党に対しては、国民への丁寧な説明を求めたいと思います。

飛躍し、偏った考え方が盛り込まれた意見書には納得はできませんし、この意見書が可決されることで、この文面で長与町議会の意見書となることには賛成できません。よって、本意見書には反対といたします。

議 長一(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

1番、饗庭敦子議員。

1番│(饗庭敦子議員)

私、発議第10号、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書を採択すること に賛成の立場から討論を行います。

12月6日、特定秘密保護法が強行採決されました。審議では数にまさる安倍政権のもとで何が何でも今期中に成立させようという強引さが際立ち、結局問題点を解決できない不十分な法案のまま成立いたしました。

- 319 -

国民の反対の声が日々ふえる中での強行採決であり、将来どころか目の前の国民の疑問を放置し、納得や同意を得る努力を捨てた政権は余りにも乱暴ではないのでしょうか。

また、9日の記者会見で安倍首相は、特別保護法に対する厳しい世論について、国民の叱声だと謙虚に真摯に受けとめなければならない、私自身がもっと丁寧に時間をとって説明すべきであったと反省をされております。しかし、国民が意見を投稿できるパブリックコメントに至っては15日間だけの設置。その中で約9万件の意見が寄せられ、77%は反対の意見であったとのことです。また、衆議院及び参議院の委員会審議及び地方公聴会における憂慮と反対意見を押し切った首相の言葉を信じる国民は少ないのではないのでしょうか。丁寧に時間をとって説明すべきだと思っているのであれば、全国を回って国民の意見を聞き、国民の知る権利や国民生活が脅かされない形に修正すべきであると思います。

この法律では、何を秘密に指定するか、秘密を国会審議や裁判のために示すか否かを行政機関長が決めるとなっています。秘密の指定や解除には立法府も直接関与できず、何が秘密かも秘密では客観的な判断ができず、裁判がまともに機能しなくなるおそれがあります。国民の知る権利や取材、報道の自由が侵害されることは明らかであります。

行政が圧倒的に権力を握るこの法案が三権分立を著しく侵しており、憲法 第21条が保障している表現の自由、検閲の禁止にも抵触していることと言 えます。

以上のことから、この法案は直ちに撤廃すべきだと思います。

以上、意見書の採択に賛成とします。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

11番、岩永政則議員。

11番

(岩永政則議員)

提出者並びに賛成者を含めて9名でありますので本件は可決をされるかも しれませんが、日ごろの私の思いから、発議第10号、特定秘密保護法の撤 廃を求める意見書に反対の立場から討論をさせていただきます。

安倍政権は去る10月25日、特定秘密保護法を国会に提出し、その後、 衆議院で可決し、参議院に送付をされました。参議院におきましては、去る 12月6日、可決成立をいたしました。なお、本法律は12月13日に公布 をされているものと思います。

この特定秘密保護法の対象は、基本的には1つは防衛、2つ目には外交、3つ目には特定有害活動防止、これはスパイ活動でございます。4つ目にはテロリズム活動の防止の4分野を中心とされてると言われています。それに対する議論として、どの情報を特定秘密にするのか、結局行政機関に委ねられている、2つ目には外部の目が届かない、3つ目には範囲が広範かつ不明確、4つ目には政府に不都合な情報を恣意的に指定したり国民に必要な情報を出さないなどの疑念がある、このような批判がございます。

これに対しまして政府は、1つには第三者機関の設置、これは秘密指定が適正かどうかをチェックする機関の設置検討を明記されたようでございます。2つ目には、国会への情報提供でございます。これは、政府から国会に特定秘密を提供できるとした規定を国会への提供を原則義務化することになったようでございます。3つ目には、秘密指定の期間の延長でございます。これは、原則30年であった秘密指定期間の上限を、修正を経て最長60年にしたということになっております。4つ目には、指定の主体対象でございますが、これは秘密指定の対象についての政府原案は、外交、防衛、先ほど言いましたように特定有害活動、スパイ行為、テロリズム活動の防止の4分野としておりましたが、その他の表現が多いということで修正がされたとのことでございます。

私は、特定秘密保護法の狙いは特に防衛、国を守ること、外交、国対国の関係のこと、それからスパイ活動防止、秘密による偵察、あるいは調査活動等ですね、こういうこと、テロ活動の防止の分野であると認識をしております。特にテロ活動をより理解するために、改めて広辞苑により調べてみたところでございますが、テロリストとは何なのかということを調べましたら、暴力革命主義者、括弧でですな、暗殺や破壊行為などで政治目的を遂げようとする者。あるいはもう一つは、テロリズムとは何ぞや。暴力革命主義、括弧で政治上の目的を果たすために集団的、組織的な暴力手段に訴えようとするもの、こういうふうに書いてございました。

テロについては絶対許されるものではございません。国家の情報は公開が原則であるとよく言われますが、例えて申しますと、例えば日本が保有している武器保有の全容を公開して、日本の国を守れるのでしょうか。また、日本内におけるスパイ活動を容認してよいのでしょうか。日本ではどうぞスパイ活動をしてくださいとのことが許されましょうか。さらには、テロリズム、テロリストを許すことにより、日本はどのようになっていくのでしょうか。暴力革命により、日本を転覆させてはなりません。アメリカニューヨークの世界貿易センタービルへの航空機によるテロが現実として起きました。日本で起きない保証はどこにもありません。このようなことは二度と起こさせてはなりません。

したがいまして、本特定秘密保護法は、日本を守る立場から必要不可欠な 法律であると理解すべきであります。しかしながら、法律は成立いたしまし たが、国民の中ではさまざまな疑問が指摘されているようでありますが、そ の全容なり対応についての詳細は、私の知識では理解できない面がたくさん あることも事実でございます。何の法律におきましても、完璧性を持ってい るとは言えません。

安倍総理は12月9日の記者会見で、新聞の報道によりますと、国民の知る権利、侵害などのおそれが指摘される特定秘密保護法の成立に関し、今後も国民の懸念を払拭すべく丁寧に説明していくと言われております。時代とともに国民の考え方、価値観も変化していく中で、さまざまな取り組みの具体化と、場合によっては今後法律の改正も余儀なくされていくことが想定を

されますが、これは他の法律も同様でございます。国を守る視点から、この特定秘密保護法が今後一層国民の生活に密着し、国民の幸せな生活が永続されんことを念願をしております。

よって、発議第10号、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書には賛成できるものではなく、反対の趣旨を論じ、反対討論といたします。終わります。

議 長 | (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

2番、安部 都議員。

2番 (安部 都議員)

私は、発議第10号に対し、賛成の立場から討論をいたします。

この法律は、さきの臨時国会において衆参で強行採決されましたことに暴挙としか言わざるを得ません。世論調査では、7割以上が反対意見であります。政府は同問題法案の持つ危険性を十分認識し、それらの懸念を払拭するためにも慎重審議を行うべきでした。国民の知る権利、取材、報道の自由、表現の自由を侵害し、国民の生命と安全を脅かす法律であります。同法は、外交、防衛、スパイ活動の防止、テロ防止にかかわる情報を特定秘密とし、それを漏らした公務員や知ろうとするジャーナリストや国民を厳罰に科し、情報を隠そうとするものであります。何が秘密か、何が秘密でないのか、国民には全く示されてなく、不明確な状態で困惑するばかりで、国民は見ざる、聞かざる、言わざるという状態に追い込まれてしまいます。

国家の最高機関である国会の立法権や国政調査権、裁判所の司法権、内閣の行政権という三権分立を根本から崩すものであります。憲法の保障する最大原理を無視し、国民主権を形骸化し、平和主義を脅かし、基本的人権を否定する同法には断固として反対し、撤廃を求める本案に賛成の討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長一(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

16番、堤 理志議員。

16番 (堤 理志議員)

私は、発議第10号、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書を採択することに賛成の立場から討論を行います。

特定秘密保護法は、外交、防衛機密情報の保護のため、このように先ほどから説明がなされておりますけれども、実態については意見書の中身のとおりでありますので、あえて私からはその点についての説明は省略をさせていただきたいと思います。

そして、この法案に反対しているのは偏った人たち、いわゆる左派であるとかリベラルである、市民派である、こうした偏った人たちが反対している、このような認識がなされている向きもありますが、これは間違いであります。

報道機関の公式記事等々を引用して、若干私からも述べさせていただきたい と思います。

憲法改正の立場に立つ保守派の学者、これは慶應大学の小林節教授でありますけれども、こうした保守的な学者さんからも権力者が絶対に責任を問われない秘密保護法は悪法以外の何物でもない、これは権力側が国民に対して起こした反乱だ、特定秘密が際限なく広がることはないと言われても信じられるだろうか、秘密保護法は廃止させなければならない、このように厳しく指摘をしております。

また、成立後の各新聞社も、ほとんどの新聞社の社説で厳しく批判をしておりますけれども、1点だけ引用させていただきますが、神奈川新聞は12月7日付社説で、特定秘密保護法の成立は国民の知る権利を脅かすことにとどまらない、国会の任務放棄をも意味する、そして、これからは政府にとって都合の悪い事実は特定秘密に指定して抹殺できる、いさめるべき国会が後押しをしたのだ、2013年の臨時国会は憲政史上に汚点を起こした国会として記録されるだろうと、こちらも厳しい強い口調で指弾しました。

また、海外においても、先ほど話もありましたが、国連人権理事会の担当者はこの特定秘密保護法について、内部告発者や報道関係者にとって深刻な 脅威を含んでいる、このように懸念する声明を発表しております。

違法行為や当局の不正に対する機密情報をよかれと思って公にした公務員は、法的制裁から守らなければならない。先日も自衛隊の内部でいじめによる自殺があったということが隠蔽がなされた。このことを勇気がある幹部自衛官が告発をいたしましたが、こうした問題も今後は防衛機密に当たるということで表に出てこない、こういったことがまかり通っていきます。

そして、先ほどからこの反対、あるいは慎重の世論がこの意見書の中でも7割、8割がそういう状態であるということが述べられておりましたけれども、私のほうから若干この根拠について言わせていただきますが、これは12月の8日、9日に共同通信社が行った世論調査であります。特定秘密保護法の今後について、修正する、あるいは廃止にする、これが合わせて82.3%に上り、このまま施行するは9.4%にとどまっております。また、法律に不安を感じるとの回答も70.8%を占め、知る権利、侵害への懸念が根強い現状が浮き彫りになった、このように報じております。

そして、安倍内閣総理大臣は臨時国会閉会に当たっての会見の中で、私自身がもっと丁寧に時間をとり、説明すべきだったと反省している、このように述べています。では、なぜ強行採決して成立を急いだのでしょうか。それは先ほど壇上から提出者のほうからもありましたとおり、それは審議をすればするほど答弁が二転三転をしました。国民の基本的人権を侵害し、小林節教授が言うように、国家権力が国民を制するための法律という実態が、それが浮き彫りになっていくことを恐れたからだと、このようにしか理解のしようがありません。

総理大臣が反省をしているというのであれば、法律は撤廃するのが筋であります。よって、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書に賛成をいたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

3番、内村博法議員。

3番│(内村博法議員)

私は、発議第10号、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書について賛成の立場で討論いたします。

この特定秘密保護法の撤廃を求める意見書に賛成の立場の同僚議員から、 いろいろと特定秘密保護法の問題点、不備が指摘されました。重複するかも しれませんが、次のとおり賛成の理由を述べたいと思います。

特定秘密の指定は本法の第3条に規定されているとおり、行政機関の長が本法の別表に記載されてる事項であって公になっていないもののうち、その漏えいが国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるものを特定秘密として指定できることになっております。

この別表には、防衛に関する事項、外交に関する事項、特定有害活動の防止に関する事項、テロリズムの防止に関する事項が記載されておりますが、この内容を見ますと大部分が抽象的で曖昧な表現となっております。すなわち、これでは行政機関の長の裁量が多くなり、特定秘密がどこまでも広がる危険性を含んでおります。これでは、逆に言えば特定されてなく不特定と言わざるを得ません。かつ、本法は最高懲役10年が規定されてる刑罰法規であります。また、既遂犯だけでなく未遂犯や過失犯も規定されています。さらには、実行犯だけでなく共謀や教唆犯、そそのかしですね、それから扇動、あおるとしたものも規定されております。このように広い範囲で罰せられることになっております。

刑罰を科すためには、罪刑法定主義が適応されなくてはなりません。罪刑法定主義とは、基本的人権を守るため、法律なければ刑罰なし、法律なければ犯罪なしと言われ、近代刑法の普遍的な原則となっております。つまり、ある行為を犯罪として処罰するためには、立法府が制定する法律において犯罪とされる行為の内容及びそれに対して科される刑罰をあらかじめ明確に規定しておかなければならないとする原則のことであります。

日本国憲法は第31条で、何人も法律の定める手続によらなければその声明もしくは自由を奪われ、またはその他の刑罰を科せられないと、このように規定しております。また、73条6号で、刑罰法規は法律に限定されるべきことの規定でこれを表現しております。さらに、この罪刑法定主義は、法律で刑罰を定める以外に犯罪と刑罰の内容の明確性、それから遡及の禁止、要するに行為の当時適用であったものを後から刑罰科すことは禁止されております。それから類推適用、こういった要件を上げられております。特に犯罪と刑罰の明確性は重要です。刑罰を科すためには厳格なルールが必要です。国民の行動の基準を明確にし得ないような法律や、それから犯罪に対する刑罰を国民が予測し得ないような法律は排除されるべきであります。

本法は確かに法律で定めておりますが、何が秘密に当たるかという犯罪構

成要件の明確性が欠如しております。その意味で、罪刑法定主義の観点から問題があると言わざるを得ません。何が秘密に当たるのか、それが明確にならない限り、基本的人権を侵害される危険性があると思います。

次に、秘密の指定により、国民の知る権利が制約を受けるおそれがあります。確かに本法の22条で、拡張解釈による基本的人権の不当な人権侵害や国民の知る権利の尊重が規定されております。しかしながら、これは努力規定であります。法律的に義務化されておりません。国民の知る権利を保障するものは何もないのであります。重要な国民の知る権利を担保できるものはないのであります。担保するならば義務と規定すべきでしょう。これが抜けてるのが、この法律の最大の欠陥であります。

次に、同僚議員からも指摘があったと思うんですけども、特定秘密に関連した事項で内部告発をした場合には、本法を理由に内部告発者が秘密を漏えいしたということで罰せられるおそれがあります。そのため、内部告発を萎縮させることにつながります。また、行政機関内部の都合の悪いこと、それから不祥事が特定秘密に指定された場合、この法律を盾に隠蔽されるおそれがあります。

以上のとおり、この法律は余りにも問題が多過ぎるため、撤廃を求めます。 以上、賛成討論といたします。

議 長一(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第19、発議第10号、特定秘密保護法の撤廃を求める意 見書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議 長一(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、今期定例会で可決された意見書の提出先については、議長に一任願います。

日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第21、委員会の閉会中の継続調査の申し出を議題とします。

総務常任委員長、議会運営委員長から目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決 定しました。

以上で今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了しました。 お諮りします。

会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字その他軽微な整理を要するものがあった場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長一(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを 決定いたしました。

以上で本日の議事日程は終了します。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、許可します。 町長。

町 長一(吉田愼一君)

皆さん、本当にお疲れさまでございました。

第4回議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきた いと思います。

去る4日に開会をしていただきました本定例会でございますが、先ほど議案などにつきまして、それぞれ御決定いただきましたことをまずもってお礼を申し上げる次第でございます。

会期中は委員会での審査、また本会議での審議の中でいろいろと御指導、 御意見をいただいているわけでございますが、十分その趣旨を考え、善処を してまいりたいと考えております。

さて、ことしも残り少なくなってまいりました。ことし1年、議案につきましても87件の議案を御審議いただいたわけでございます。本当にその一つ一つが町民の幸せ、あるいは町の進展、そういうものの原動力になっているわけでございまして、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

ことし1年を振り返ってみましても、本当に多くの事柄がございました。 世の中も経済もずっと動いているという、そういう思いを改めまして強く感 じるわけでございます。

いよいよ年の瀬を迎えていくわけでございますが、どうか議員各位におかれましては十分健康に留意をしていただきまして、すばらしい新年をお迎えいただきますよう、心からお願いを申し上げる次第でございます。

本当にことし1年、大変お世話になりましたことを心から感謝とお礼を申 し上げまして、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(山口経正議員)

議

次に、閉会に当たり、私から一言申し上げます。

今定例会では、一般会計補正予算初め条例改正案件など14本の議案と議員提出議案である条例改正や意見書など7本が審議され、おのおのの判断が下され、議決結果が出されたところであります。

その中で、9月議会において制定した議会基本条例に盛り込まれております議会改革を具体的に推進していくために長与町議会改革推進調査特別委員会と町の活性化をどのようにあるべきかとの観点から長与町賑わいのまちづくり調査特別委員会を設置することになりました。この2つの特別委員会の十分な審議、調査の深まりを期待するところであります。

そして、議会報告会検討委員会では、25年度の報告会を明けて1月27日から29日にかけて5会場で開催することを決定し、着々と準備を進められております。町民の皆様には御理解と御協力をいただき、多数御参加のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、ことし1年、さまざまな出来事が起こりました。特に自然の猛威が 牙をむく災害が多かったような気がいたします。伊豆大島の土石流災害、相 次ぎ各地に発生した竜巻による被害、フィリピン・レイテ島では巨大台風に よる未曽有の高潮被害など、枚挙にいとまはありません。

災いは忘れたころにやってくると言われますが、忘れないうちにやってくる時代となったようであります。それぞれが日ごろから備えを怠らないことが大切です。行政におかれましても、住民の安心と安全の面により一層力点を置いて当たられることを切望するものであります。

来年はいよいよがんばらんば国体が開催されます。町民一丸となったおも てなしによって大会の成功を祈念するものであります。

本年の議事運営に対しまして、皆様方の御協力に感謝を申し上げるとともに、来る年も皆様方に駿馬のごとく力強く駆ける最良の年が訪れますように御祈念申し上げまして、私の一年おさめの言葉といたします。ありがとうございました。

(閉会 17時51分)

地方自治法第123条の規定により、署名する。

長崎県西彼杵郡長与町議会議長

署名議員

署名議員